

平成23年3月16日(水曜日)

(会議第4日目)

応招議員

1番	村越比佐夫	2番	山下伊都子	3番	宮地葉子
4番	欠番	5番	西村将伸	6番	坂本あや
7番	矢野昭三	8番	浜田純一	9番	畦地一弘
10番	森治史	11番	門田仁和子	12番	西村策雄
13番	欠番	14番	小松孝年	15番	下村勝幸
16番	竹下芙佐雄	17番	欠番	18番	明神照男
19番	山本久夫	20番	小永正裕		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	松田博和	住民課長	松本輝雄
健康福祉課長	矢野健康	税務課長	米津芳喜
農業振興課長	松田二	産業推進室長	森下昌三
まちづくり課長	濱田仁司	地域住民課長	大塚一福
建設課長	武政登	海洋森林課長	谷口明男
会計管理者	野並純	教育委員長	生駒進
教育長	坂本勝	教育次長	金子富太

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 伊与木美穂

議事日程第4号

平成23年3月16日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

議 事 の 経 過

平成23年3月16日
午前9時00分 開会

議長（小永正裕君）

これから日程に従って一般質問を行います。よろしくお願いします。

これから本日の会議を開きます。

諸般の報告をします。

西村策雄君から遅刻の届け出が提出されましたので報告しておきます。

これで諸般の報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

畦地一弘君。

9番（畦地一弘君）

通告書に基づきまして、私の一般質問を行います。

黒潮町過疎自立促進計画の策定について、加持橋川線は部分改良では今の救急車は通れません。高級車、普通車、トラック、救急車の通れる道路に改良すべきと思うが、町の姿勢を伺いたい。

そこで、これは前から私はよく感じておるのですが、この前へずらりと並んだ課長、それから町長、助役。この人らはお月さんのようなもので、みんなが見上げよる、この人らを。ほんで、この人らがやることは一から十まで、全部見届けよるけん。そして自分らが発言することは、ええことをやらんというようなことがあった場合には、これも全部みんなが見よる。そして、ええ発言があったときにそれを取り上げて、やるということになると、この人らは資格を持った人らですので、結局、お月さんのようなもんじゃけん。この人らがこの意見を取り上げて、あらためてやるということになると、またこれをみんなが大したもんじゃと思うて見上げてくれる。結局、資格を持っちゃけん、それだけね人から評価されちゃうし、それだけ得をすると言やあそういうことになるかもしれんけど、それだけ大したもんということじゃ。ほんでね、ここへ来ちゃう議会の人もおんなじこと。自分らが大方町の議会でやりよった時分とは全然違う。優れちゃうで。ほんでね、議会をわしはますます良うなると思う。

ほんでこの、今度ら自分のこの過疎対策について今から言わないかんけん、この過疎対策までに橋川部落の区長が町へ、橋の道は良うないけんやってくりいうて出ていたそう。そのときに町はどう言うたかという、橋川もう団地へ出よ言う。全部が団地に出たらええわいうて言うたそう。そうしたところが、橋川から出るけんいうて、そういう話を区長が部落へ持って話したら、それは否決になった。それでも部落は出る。6人、6軒、団地へ出た。そうしたところが加持にも出、中村にも出て、そうして出たら、その人らはどういうことをしたかという、まあ普通なら、立つ鳥跡を濁すなというて、こういうことを言う文句があるが。そうじゃなしに、わしはポンカン植えちゃうで。ポンカンいうたらミカンいうたら前は笑われて、ポンカンか、ああポンかいうて。こういうて笑う人もおる。おるけん、わしには何回も選挙したが、このポンカンのおかげで選挙ができてきたがじゃ、今まで。どんな選挙も。ほんでわしとしちゃあ、こりゃあ大事なもので、そのポンカン植えちゃう端へスギを、わしや団地へ出るけん、また加持へ出るけんいうて、その植えちゃう端へスギをずらっと植えて。そうしてくすくすくすくす笑うて。出たらねこっちへ出てきたらね、団地へ出て、それから加持へ出て、出る人は跡を濁せ。結局そういうことじゃ。跡を濁せでね、スギは今どどん太りようで。

わしは切ることではできん、人の植えたものを。そういうことをしてね跡を濁せという。それぐらいなことしか考えちよらったかしらん、そういてわしはそんな目にも遭うできちよぜ。団地に出たらそれ。

それからね、大方町のときにはね必ず職員を各部落から1人、必ず雇うという。それはなせ雇うかという、部落づくりにこの人らが役に立つけん、力になるけん。必ず町職員を各部落から雇うと。そういうことで採用になっしょうが。橘川からも採用になっしょう。それが元になっしょうけん、採用になって部落をつくるという、町にはそういう気持ちで採用したと。そういう話をわしが聞いしょうがじゃ。わしや町の職員じゃないけんそういうことは知らんけん。ほんでね、各部落から必ず1人採用になっしょうで。大方町のときじゃ。そうしてね、その人も今度団地へ出たら、団地へ出たら最後。あとは野となれ山となれ。どういうことを言うたかという、このわしに向かってじゃ、橘川はあと10年向こう行ったら人がおらんなる。橘川は10年向こう行ったらないなると、こういうことをわしに言うたぜ。

その人はどういうことをやったかという、この前まで企画で振興計画の仕事を手伝いよったという話をわしは聞いちよる。その仕事をしよう。ほんでね、その企画のときにわしは区長と町会議員としよったけん、企画の課長がぜ、課長やったやら室長やら、わしはように知らん。それがわしに一言話を聞いてくれたら、あのときに加持橘川線は廃止になろう道理はない。廃止になっしょうあれが。ほんでね、こういうところでもねやっぱり課長になるくらいのは、緻密(ちみつ)に区長なり町会議員に話を聞いてくれちよたら、こんな惨めなことではないがよ。あの線をぜ、加持橘川線を、わし町会議員は平成元年からやりようがじゃがね。あれからほんまにひとつもやってきちよらんぜ。今の総務課長が、まちづくり課長をやりよったけん、あこの道路は待避所がないけん、やってくりいうてわしが言うたら、あこの道路は待避所が20ばああるけん、やらんちかまんと言うてやらったけん。あの待避所というものではないぜあれは。あれはね、待避所といえど待避所になるかも分からんけん、あこはせばり込んで、自分らがね経費でせばり込んでそうして造った。造ったがを読みやあなんぼでもある。けん、普通車が通ったらはや通れん。特にあこは山じゃけん、材木積んだ普通車のトラックが通たらもう全然通れらせん。ほいて、高級乗用車も通れん。バンも通れん。そんな道路でねあこはね今では町道じゃけん、町道というたら今の町道はねこれは鞭から呂木橋まで。湊川線よね。この道路が今の道路やけん。あれが今の基準の道路じゃ。あれぐらいに町道はせないかんとしたもんじゃけん、あの道路は最低の最低。これらはね、惨めなものぜ。

こんな道路をね、わしはこの今、総務課長がまちづくり課長をしようときに、あこへ待避所を造ってくりいうて頼んだ。ほいてそうしたけん、待避所も造らん。なぜかというたら、わしが考えたがは、ここの道路はね10年向こうには廃止になるということ、その町の職員の父親が、わしが平成の2年、部落の会で区長になったときに、橘川部落はあと10年したら人がおらんなる。これをしきりに言うたがね。そんなことを聞いて、そんなねそんなことを聞いたとは思えんけん、聞いたかもしれんとぐらいのことは覚えれるかもしれん。けん、こういうことで振興計画を作るといようなことをせられちゃ困るぜ、これは。こういうことをせられちゃ困る。こんなね企画で一緒に仕事をしよるけん。このまちづくり課長のときに、今の総務課長が、これがね橘川へ来たときに、何回その橘川の町の職員になっしょう男の名前を呼んだか知られたぜ。何回も呼んだ。それだけ親しくなっちよりながら、わしの話はひとつも聞かんずつに振興計画を作ると。しかもこれは、橘川ではないなっしょう。団地へおるけん、橘川のことはいええかげんなことしかせん。そうとしか思えんじゃいか。そういうことをねやるようなことじゃ何ともならんけんね。

ほんで、こういうところはね、ああいうところのものの信用をすると、そういう者を信用する自体がね、この作る人の責任じゃけん。言うならば、そのときの町長の責任。町長がそういうことをしたということになるが。企画で使いよるやいか。町長の責任になるもんじゃけんね。ほんで、先立ってやる人はそういうものを、

そういうことをねよう考えて使うなり、するなり、課長たる者はまた、特にまた考えてやってもらわないかんで。それをね、まあそういうことは誰でもあり得ることやろうけど、そういうところは改めて、また上手にやるようにやりゃあ、またそれはお月さんのようなものでね、これは立派なものになるもんじゃき。ほんで、わしもこの過疎対策というものを今言いがじや。そういうことでねこの加持橋川線というものはね、これはものすごい遅れてきたぜ。もうとっくにあの道は2メートル60しかない道路でね、行き違いができる所じゃないがよ。救急車が入るいうたら車が来よって、あこへ救急車が来たけんいうて、それでバックしてよけるといようなことは絶対にできんけんね。救急車が入るいうても、行き違いになるばあな道路にせないかんとしたもんじゃ。町道の基準はねそれじゃけんね。そればあな所は通れるようにせないかんとしたもんじゃき。

ほんでね、ここで言いたいことはね、口よりは今まで過疎になってないけんと言って、ここの早咲田の口線とか、芝の西線とか、そういう所は全部全面改良でやるようになつちようろ。こういう所をやったらね、票はあるぜ。確かに票はある。政治家になるためにやるがじゃったら、こういう所をやつちよったら後々のためになるぜそりゃ。奥やつちよつちやあ票がないけん、ほりゃあそのときのもうけにはならん。けんどね、こういうこともね議員じゃたら考えるけんね。そういうことは考えんずくに、公務員であると思つて自分で職員であると思や、黒潮町内全部のことを考えて、町民のことを考えて、たとえ加持橋線ができたち、これは町民が全部使う道路やき。全部使う道路やけん、ここの道路は造つたらぜ、みんなの道路やけん。ほんでここは過疎でやって、全面改良でやつてもろうたに越したことはないけんど、どういても、これがどうしてもできんいうがじゃたらね、救急車が通るばあな大型じゃなしに普通車のトラック、3.5トン車から4トン車がね通れるくらいな道路にしてもらわんと、あこへ材木積んで、あれに半分ばあしか積まな出れんつようなことじゃあ何ともならんけんね。高級乗用車も入らないかんけん。これくらいなことはどうしてもやつてもらわんと、自分らとしてもこれは情けないことじゃ。

まあそういうことでね、ここの加持橋川線のこの過疎でね、救急車と、ここへ書いちょうように。救急車と、それからトラックの普通車。これが通るくらいな道路にできるかできんか。それをまずわしは聞きたいが。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（浜田仁司君）

おはようございます。

畦地議員の道路建設についてお答え致します。

加持橋川線を過疎計画に入れて整備するよという考えやと考えますが、入れて整備するよにしてほしいということと考えておりますが、回答としては12月に総務課長が回答した内容と同様です。

基本的には、橘川地区の幹線道路としては県道岡本大方線の方につながる橘川線の方を考えております。確かに計画に入れて改良はできますが、現在の財政状況、利用頻度、黒潮町、特に大方地域全体の道路状況から考えて、計画変更をして道路改良とまでとはなりにくいと思っております。まあほかいろいろ考えるとこですが、同路線につきましては現在、町道の管理の中で21年、22年と舗装整備を600メートルぐらい行っております。さらに23年度についても同様、この管理の中で対応していきたいと考えております。また、23年度については生活環境計画を樹立することになっておりますので、その中で町道についての整備計画を立てるようになっております。それで緊急性とか公共性、部落要望等を考えて、その中で協議したいと、ひとつは考えております。

また、この加持橋川線に連絡する県道がありますが、県道大用大方線、県道岡本大方線の整備についても要望等は行っております。推進を図る意味で要望等は日常行っておるところですが、特に県道大用大方線について

は現在、加持田村の線形拡幅について23年度は家屋の移転補償を行うようになっておりまして、整備が図られるようになっております。

また、岡本大方線についても、御坊畑地区の集会所へ渡る橋の右岸上流140メートルの拡幅が本年度採択され、設計されておりますので、両路線とも一連の効果促進ということで引き続き要望活動を行って、連携する路線として整備を図っていきたいと考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

畦地君。

9番（畦地一弘君）

これは過疎、黒潮町の過疎地域自立促進計画の策定についてやったがじゃけんど、それをまちづくりへ持って行ったが。前はまちづくり課長がやりよらせらった。まちづくりじゃない、総務課長が。どういふがぞこれ。過疎でやるがじゃないが。過疎でやるがやないが。過疎でやるが。過疎でやるがじゃったら、この救急車が通るようにはならんというがじゃね。部分改良はどればあやるやら分からんがやね。1カ所、2カ所しかやらんというよな、そういうがじゃなからう。これは過疎計画ながやけんね。これこれをやってくると、部分改良はできるいうて2カ所ばあしかやらんというよな、そんながじゃなからうね。

ほんで、救急車が通るくらいなもんにとどいてもやってもらいたいがやけん。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（浜田仁司君）

お答えします。

改良は今のところはできんいうことで、計画には入れないということです。過疎計画を変更して、道路整備はできないということです。今の段階で。

9番（畦地一弘君）

過疎計画を変更して道路やれんいう。過疎計画を言いようが。

まちづくり課長（浜田仁司君）

前回からも回答しているように、この議会でも述べましたですけど、過疎計画を変更して、その中に加持橋川線を入れて整備をしてほしいということですので、それは今できんいうことで私が回答しました。

議長（小永正裕君）

畦地君、発言するときは挙手して。

畦地君。

9番（畦地一弘君）

ほいたら、過疎計画はまちづくりがやるが。もう何回も、時間が来た。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

畦地さんの一般質問の通告書に基づきですね、まずは大きな1番として、道路建設についてという質問ですので、道路建設となるとまちづくりで答弁をさすように確認を致しております。それで今答弁したわけですが、過疎計画を変更してというような内容になってきましたので、その部分については私の方から答弁させていただきますが。

基本的にはですね、今の過疎計画そのものが22年から27年までの6年間で計画をしております。その中で、黒潮町全体の道路にかんしての部分ですが、その部分を見てみますと、現在過疎計画に載せている部分でも大変だろうというふうに、財政状況にもよりますけれども、大変だろうというふうに思っております。

いろんな関係があつてですね、できるだけ実施したいというところの中には、現在のところ橘川線は考えておりませんので、その点ご理解願いたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

畦地君、発言するときは挙手をして発言の許可を得てから行ってください。

畦地君。

9番（畦地一弘君）

これはね、計画に、この前のときに過疎計画でやったけど、これは計画には入れんが。今の発言聞いたら、計画には入れんがかえこれ。前は計画に入れたがやなかった。

議長（小永正裕君）

畦地君、すいません。そのマイクへ向かって発言してください。録音できませんので。

よろしく。

9番（畦地一弘君）

前は過疎計画には入れちゃらったが。入れらったがか。

答弁してくれ。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

過疎計画はですね、もう皆さん方のお手元にあると思いますが、昨年9月議会で議会の認定をもらいました。決して議会のせいにするわけじゃないですが、基本的に町の財政状況、現状を考えてですね執行部から提案をして、過疎計画は議会の議決をもらうて申請していくものですので、その段階には橘川線は入っておりません。

以上です。

議長（小永正裕君）

畦地君。

9番（畦地一弘君）

そいたらね、ちょっと待ってよ。これはね、過疎の係の総務課長に言わないかんけど、この加持橘川線はこの前の発言では部分改良はできるということやったが、これはこの今までの計画のがが、これが、この前言いよったぞ。これがもし行くということやったらやるということ、過疎でもやるという話も、わしはここで聞いたがね。そのときにこれは入れるがかえ。そのときには入れてくれるがかえ。もしあとがこの過疎のね、今、計画にしたがが、仕事ができ、それから予算ができたなら、あとをまたやるという話をしよったがね。そのときに、この道路を入れることができるかえ。そこを教えてください。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まあ道路を改良するにはですね、本来は過疎計画というものを、まあ理屈になりますが、基本的には財政法

上は町の一般財源でやっていくのが、これは一番ベターながです。ベター、一番良いわけです。というのは、財政力指数が1.0というようなところになろうかと思いますが。

それで財政法ではですね、基本的に借金、町債、過疎債も含めてです。ほしくないということになっておりますが、しかしながら道路など設置以降に受益があるものについてはですね、のハードについては起債が対応できると。町債が対応できるという流れであります。それが1つあります。

それと、道路を造っていく場合は、町の一般財源でそのまま造っていく場合と、それから今は黒潮町全体が過疎地域になりましたが、現在、馬荷とか佐賀の成又線、この辺りにはですね辺地という対策があります。辺地対策。過疎よりかもう少し過疎化が進んでおる所というふうに捉えて結構だろうと思いますが、そういう所はですね、またそこについての起債、まだ有利な起債があります。そういうふうなことをして財政の方は全体を財政運営をしております。

道路建設についても今のようなことで考えておりました、今、まちづくり課長が答えたのはですね、過疎計画に入れての対応はできませんと。これはもう町執行部としての考え方でございます。それで、今、畦地議員からありましたように、部分改良につきましては日々といいますか、年度年度に予算がありますので、橘川線だけに集中するわけにはいきませんが、その中では、必要な場合は対応していくというようなところでございます。

以上です。

議長（小永正裕君）

畦地君。

9番（畦地一弘君）

ほいたら、これは過疎に入っちゃうわけじゃないが。結局、過疎に入らんずくに、まちづくり課の方で部分改良をやるということやね。

議長（小永正浩君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

そのとおりです。

議長（小永正裕君）

畦地君。

9番（畦地一弘君）

ほいたら、過疎自立計画の策定じゃなかったがやね、この前やったがは。そういうことやね。それで質問したがやったがね。ほいたら、やらんずくにこちらの方に回して、まちづくり課へ持っていったがか、勝手に。

勝手に持っていったがじゃろがよ。あのときは部分改良ができるというがは今の総務課長が言うたもんぞ、おらに。そうじゃつろう。過疎でやってくれるもんなりと思うぞ、こっちは。

答弁しよ、ほいたら。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

基本的にですね、過疎計画の考え方そのものは間違った答弁はしてないというふうに自分は思っております。

前回のときにも畦地さんとこのことでいろいろありましたけれども、基本的にですね、過疎計画に乗るか乗

らないかが畦地さんのポイントじゃないかなと思います。従ってですね、さっき方答弁したように、町の全体の中で、また6年間の期間、27年までですね。27年までの6年間の期間には、橘川線まで対応できる状況にはないというふうに考えておまして、過疎計画には載せておりませんので、その点をご理解願いたいと思います。

それであとですね、まちづくりの浜田課長からもありましたように、確かに橘川線の状況は本線ではないですが部分的に厳しい所がありますので、その部分につきましては全体、町内全体にいくらかの予算を持ってますので、その町道の補修といいますか、修繕といいますか、そういうようなところで対応していくというふうに、まちづくり課長が答えたというふうに思います。

本当にですね同じ答えがずっと繰り返しになりますけども、その点をご理解願いたいと思います。

議長（小永正裕君）

畦地君。

9番（畦地一弘君）

ご理解いうたち、こっちは過疎で質問しようがをわりや、過疎で答弁しちよいて、今度、事務が勝手にこちら向いて持っていくつつうがは、これは間違うちよらせんかよ。間違うちよろうがよ。過疎の答弁をしたら、過疎でやらないかんということにならせんかよ。そうなるろ。勝手にやちよいてから、あとからわりやどうじゃこうじゃつがは、そりやあられんことじゃないかよ。あられんことやろ。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

なかなかご理解いただけてないかもしれませんが、ちょっとまた基本に戻るといいますか。

今まではですね、佐賀地域しか過疎地域の指定がなかったがですよ。21年までは、21年に国の法律が変わって、過疎地域が22年からの計画に基づいたら黒潮町全体になってきたという部分です。それで、その過疎地域全体になって、過疎計画に入れる入れない、ここがポイントながですよ。それで加持橘川線につきましては、過疎計画の中に現在入れておりません。しかし、今年予算に乗っております携帯電話の基地局の話ですね。これについては町内の携帯電話不感知をなくするという計画がありますので、その中の1つとして大方橘川を今年設備します。決して惑わしようわけじゃないがです。それは過疎計画に乗せておりますので、過疎債の中で対応していくという部分でございますので、そのあたりをしん酌していただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

畦地君。

9番（畦地一弘君）

妙なとこ向いて飛んだね。妙な所へ飛んでいたやいか。そんなこと言うてだましたちいかんぞ、そりや。そういうことしたちいかん。これは過疎で質問したらね、過疎で答弁をしてこないかん。それをまちづくり向いて勝手に持って行って、そんな勝手なことして、それは携帯電話はそりやええよ確かに。そりや確かにええことやってくれたけども、こっちはただ過疎でいかんということもないがぞ、これは。われらがやらんというがじゃ。過疎ではやらんという。橘川ないなるけんやらんがよこれ。そんなことをね真受けにしちやいきやあせんぞ。区長も町会議員もおるがやけん。それに一言話さないかんがぞ、こういうときには。なんちゃ言わんとおって、勝手に、過疎らでも、あこの終わった所をね、先の過疎が終わった所、加持向けちょうであの道路。あれ向いてずとこう行ってこそ、初めて過疎がしまいつくがやけん。過疎がしまいつくが。橘川からほんとはやらないかんがやったが、あの過疎は。あれしまいつけてから次へ移らないかんがやけん。われら勝手

なこととして、自分らが良かったらそれでええがじゃいかよ。われら給料さえもろうて、ええ生活すりゃええつつようなもんじゃいか。われら給料もろうてね、待遇は十分に文句言わんちかまんばあにやってくれようがやけん、そればあにやらないかんがぞ、ここは。あればあざつとした道へ通らすというがは間違いながぜ。今度は過疎でやるいうて言うちよいて、まちづくり課へ持っていって、部分改良じゃいうてここであんな言い訳言いよったち、こりゃいかんぞわりゃ。あんなことを言うたちいかん。われが言うて、まちづくり課長に言うて、あこの仕事をね過疎でやるばあやってくれりゃあそれかまんけんどね、こんなことじゃあしまいつかん。また町会議員に出て、またやらないかんになってきたよ。そんなもなあいうたらできんぞ。なんちゃならん。

おらも 24 年町会議員やったがね、これはと所はやっちゃおらん。町がやらんがじゃいか、あこ廃止にしてしもうて。廃止にしてやらん、過疎にも入れん。町道の中からやるいうて。町道全部見に行くもんがおるか。逃げよった。こじゃんと逃げたにゃ。逃げた。こじゃんと逃げた。過疎でやるがじゃなかったがじゃね。あとで考えてみたら過疎じゃやられん思うたがじゃろ。やられん思うたがやろ。やめたがが。そうか、過疎じゃやらんがが。やらんがを、おらあ妙にまちづくりが出てきたが、おかしなことをするにゃと思うて。妙なことをする思うて思いよったが。ぞんざいなもんじゃったね。こればあ逃げりゃ何ともならんね。

よし、もうやめたぞ。言うてなことない。

議長（小永正裕君）

これで畦地一弘君の一般質問を終わります。

次の質問者、門田仁和子さん。

11 番（門田仁和子さん）

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に沿って質問を致します。

初めに、東日本大震災に被災されました方々に心からご冥福を、お見舞いを申し上げます。

終戦直後の南海地震で、旧中村市で私の兄と姉が一瞬のうちに 2 人とも亡くなりました。地域の皆さんの温かい協力で、リヤカーに乗ってわが家に帰ってきました。その光景は今でも忘れることはありません。それがダブって本当に心が痛みますが、一日でも早い復興と、一日も早い平穏な日々が戻っていただきたいと、そう願ひ祈らずにはおれません。心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

じゃあ通告書に沿って質問を致します。

初めに、黒潮町商品券の発行についてです。

プレミアム付き商品券については、20 年度 5 パーセントプレミアム付き 1,000 万円、21 年度は 10 パーセントのプレミアム付き 2,000 万円、22 年度 10 パーセントプレミアム付き 2,000 万円と、直近では 3 回発行され、第 1 回目と比較し、2 回目は約 1 カ月、3 回目は約 2 週間で売り切れ、徐々に浸透され、その効果が上がっていると思われます。プレミアム付き商品券の発行は一昨年の定額給付金支給をきっかけに、各自治体とも盛んに行われております。町内には零細な商店が多く、しかも経営者の高齢化や後継者不足、売り上げ低迷などにより閉店する店が多く部落に店がなくなり、買い物難民という深刻な問題が生じております。現に、私が住んでいる部落を例に挙げても、ほんの最近まで 7 店舗あった小売店が 4 店舗閉店し、残り 3 店舗になっております。

これを食い止めるには何らかの自治体の支援が欠かせません。地域経済活性化のためにも、本年度もぜひプレミアム付き商品券の再発行を要望します。なお、前回までの経済効果、町外の購入者の人数、金額も含めた総括も併せてお願いしたいところですが、実は 23 年度一般会計予算書の中で、地域商品券発行補助金として 100 万円組まれておることが分かりました。

また、町長の施政方針の商工業の振興の中でも、町内での消費販売を伸ばすために、引き続き黒潮町商工会

の行う地域商品券の発行について補助を予定していますと述べられました。商品券の発行は確実と分かりましたので、ちょっと質問はどうしようかなと思ったんですが、確認のためにも教えていただきたいと思います。

この商品券の発売はいつからなのか、また、前回までの経済効果とか町外の購入者の人数、その金額等を教えてください。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

それでは門田議員の黒潮町商品券の発行についてのご質問にお答え致します。

黒潮町地域商品券の発行については、黒潮町商工会の地域振興事業として実施主体となって取り組んでいただいているところです。ご質問の商品券の状況につきましては、議員のご質問の説明のとおりで、商工会は23年度についてもプレミアム付き商品券の発行の計画をしております。

事業内容としては、22年度と同じ10パーセントプレミアム付きで、2,000万円分の商品券の販売を計画しております。発売時期につきましてはまだ決定はされていませんが、22年度の発売が7月の15日でした。大体それぐらいを予定しているようです。町としても、先ほどありましたが、今議会でこのプレミアム商品券への補助金として100万円の予算提案をさせていただいております。

また、前回までの経済効果、町外の購入者の人数、金額を含めた総括というご質問ですが、商工会に聞くところによりますと、22年度の購入者の内訳については、町内の方が427名、町外の購入者については人数は分かっておりませんが、少数だったとのことでした。

売り上げの実績につきましては、20年度については1,050万円、21年度につきましては2,200万円、22年度については年度途中ということでまだ未清算ですが、いずれも完売で、販売店からの換金も済んでいるとのことでした。

総括については、商店の売り上げ促進にはつながっていて、好評をいただいているようです。ただ、集落の小規模な商店では利用が少なく、高額な商品購入に偏っていることが課題のようです。課題はありますが、全体的には年々広く、町内で使用していただき、消費の流出防止、経済効果の拡大が図られております。

以上です。

議長（小永正裕君）

門田君。

11番（門田仁和子さん）

経済効果もあるということですが、小規模の商店がちょっとまだ課題があるということですが、

だんだんと浸透されまして定期的に継続していただいて、楽しみに購入していただけるようになればと思うんですが、これからも定期的に継続していただきたいと思うんですが、その点はどうでしょうか。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

商工会とも協議をしながら、今後状況見ながら協議して検討していきたいと思っております。

11番（門田仁和子さん）

よろしく申し上げます。次に移ります。

議長（小永正裕君）

門田君。

11 番（門田仁和子さん）

次に移ります。

続いて、国道 56 号線浮津線の歩道拡張を、です。本件については昨年 6 月議会の一般質問でも要望しましたが、その後、区長や橋の下に住んでおられる住民の方への訪問を繰り返すうちに、以前とは違って私も高齢となり、いつまでも反対してもいけない、好きようにしてもええでと、前向きな話に変わっております。

国交省の話では、今でも浮津橋は大変な危険な場所であるとの認識は変わりはありませんが、町からの要望や保護者、学校関係、PTA 等の要望を添え、協力に要望すれば実現するのではないかと思われまます。前にもお話ししましたが、浮津橋の長さは約 80 メートル、歩道のない部分全体は約 91 メートル、現在、浮津橋を渡って大方中学校へ通う中学生は 27 名、本年 4 月より通学生は 1 名増の 28 名です。これから本格的な春を迎えまして、この橋を渡るお四国回りのお遍路さんたちも多数通られると思います。

実際に橋の上に乗っていると、大型車がスピードを上げて通過するとき非常に危険を感じます。交通事故もたびたび起きています。自転車通学をしている中学生の保護者からも、橋の拡張工事の要望は出されております。再度国交省へ要望を協力に進め、一日も早く浮津橋の歩道拡張工事が実現するよう、強く要望致します。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（浜田仁司君）

門田議員の国道 56 号線の浮津橋の歩道の拡張についてお答えします。

ここにつきましては大型車、特に通行量の増大、とりわけ朝夕ラッシュのときなどは大変危険を感じているところです。この拡張につきましては、特に用地につきまして地元の区長さんのお世話になりまして、2 月の中旬に地権者と後見人の 2 人の方と話し合いをし、工事についての協力了解をもらいました。しかし地権者は別の人ということでこの方は家屋の持ち主ということでした。それで 3 月の初旬に土地の地権者を教えていただき、連絡を取り話し合いをしました結果、地権者についても協力了解をいただきました。

昨年、国交省中村河川国道事務所はこの件について要望に行ったとき、新規要望については採択がなかなか厳しいということで事務所も苦慮しているということでしたが、地元の調整、地権者、地上の家屋の方も了解も得ましたので、協力体制が整ったということで、議員提案の関係者の方々と連携して早期の事業着工のために要望活動を実施していきたいと考えています。

以上です。

議長（小永正裕君）

門田君。

11 番（門田仁和子さん）

課長さん、あそこの橋を歩いたことはありますか。

（浜田課長から「あります」との発言あり）

地権者と住んでいる方が別々だったんですね。いや、それは知らなかったんですけども。地権者の方も了解を得たということで、条件が整って国交省の許可が出れば実現ができるのではないかな、そんな思いがするんですけども。何とか早く、早期に実現してほしいと思います。

じゃあ、以上で 2 点目は終わります。

3 点目です。住宅用火災警報器の普及促進を、です。

住宅用火災警報器の設置については平成 16 年 6 月、消防法の改正で新築住宅については平成 18 年 6 月から義務化されました。また既存の住宅についても、今年の 5 月末までにすべての住宅に火災警報器の設置が義務

付けられました。この住宅火災警報器の設置が義務化された背景には、住宅火災による死者数の動向が大きくかかわっています。これは平成15年以降、焼死者が毎年1,000人を超え、建物火災による死者数の約9割を占めております。また、住宅火災による死者数の約6割が65歳以上の高齢者であり、死亡原因の約6割が逃げ遅れによるものです。

住宅における火災は考えている以上に早く拡大するものです。出火後、炎は数分程度で天井まで達し、いったん燃え広がると消火器で消し止めたり、避難することが困難になります。しかし警報器を設置すれば、火災が大きくなる前に警報などで知らせてくれ、消火や安全な避難が可能となってきます。実際、警報器が作動したことで大事に至らなかった例は枚挙にいとまがありません。

火災警報器には煙式と熱式の2種類がありますが、火災をより早く感知するのは煙式です。基本的には煙式を使用し、台所などでは火災以外の煙を感知する恐れのある場所には熱式を用います。普及状況ですが、全国の消防本部へ調査などを基に、昨年12月での普及状況の推定によりますと、全国4,904万世帯のうち警報器が設置されているのは119万世帯、63.6パーセントということです。都道府県別では宮城の82パーセントが最も高く、石川県が80パーセント、東京が79.2パーセントと続き、最も低かったのが鳥取の40.6パーセントで、次いで山梨、沖縄となっております。高知県では、昨年6月集計時では34.1パーセントで全国で最下位でした。6カ月後の12月集計では54.4パーセントと20.3ポイント改善されても、27位となりました。しかし、それでも全国平均を約8.2パーセント下回っています。

県内の各消防本部の調べによりますと、仁淀川町、佐川町、越知町で74.2パーセント、香美市で68.9パーセント、土佐市で62.8パーセントと高く、幡多中央消防組合消防本部の管轄である四万十市、黒潮町では31.7パーセントと、県内ワースト1となっております。

政令市では、日本一の普及率を誇る仙台市で88パーセントに達しています。背景には、消防署からの積極的な設置推進への取り組み、特に婦人防火クラブの強い協力、さらに宮城県沖地震など、火災に限定されていない高い防火意識が各地域にあることなどが挙げられています。比較的普及が進んでいる近隣市町村や各部落の区長さんなどの話を聞いてみると、部落ごとに注文をまとめて電気店やホームセンターと契約し、1個2,800円前後の商品を1,900円前後で一括で仕入れ、設置を進めている部落もありました。高齢者や女性のみ家庭では、区長や隣近所の世話のできる人たちが取り付けを手伝っているとのことでした。

設置義務化まで約3カ月を切っておりますが、完全普及に向けて一層の周知活動が必要と思われませんが、黒潮町としては今後どのように普及率アップに取り組んでいくのか、また、生活保護家庭への支援はどのようになっているのかお尋ね致します。この設置については、付けなくとも罰則があるわけではありませぬので、なかなかそのへんが周知が難しいかと思っておりますが、よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは門田議員の一般質問、住宅用火災警報器の普及についてのご質問にお答えしてまいりたいというふうに思います。

概要についてはご質問のとおりでございますが、黒潮町をはじめとするこの地域が普及率が悪いということも認識をしております。まず普及についての広報の関係ですが、最近では昨年の12月広報にも掲載をしてですね、お知らせをしてきたところでございます。しかしながら、質問にもありましたようにまだまだ普及率が悪いということですので、今後とも広報等で啓発に努めたいというふうに考えております。

次に、生活弱者への支援ということでございますけれども、町の方ではですね、地域生活支援事業実施規定

というものが黒潮町にありまして、その部分ではですね一定の障害者の障害基準にもよりますけども、その基準を満たしておればですね、基準額を設定しての補助、90パーセントの補助になりますが、その制度がございました。

また、通告書にもあります生活保護家庭への支援ということでございますけれども、県が認定の事務をしておりますので、県に事前に申請をしてですね承認をしてから購入して、その領収書を添付すればですね、それが住宅維持費として認められるというようになっておるようですので、その点もまたお問い合わせがあったらですねお知らせしていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

門田君。

11 番（門田仁和子さん）

基準に準じた障害者の方とか、生活保護の方に対しては支援があるということでしたけれども、近所で私もよく聞いてるんです、付けてますかと聞いてるんですが、そういうことがあるということも知らない、義務化されてるということも知らない。買ってるけど置いたままとか、なかなか本当に付けてる人というのは少ないんじゃないかなと思うんですが。

そのへん、消防関係の人たちの強力な推進も必要ではないかなと思うんですけど、その点どうでしょうか。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

消防団の方もですね、これはもちろんご承知のことと思いますけども、今まで共同購入というような話もあったようですが、全体を管理するところがなかなかできにくいというようなことでですね共同購入までは至っておりません。今、ご質問にありましたような部落単位でですね、区長さんを中心にやっておるという所の話はですね、耳には入っております。

いずれにしても期限が迫られて普及が悪いという状況ですので、消防団も通じて、また自主防災組織あたりでもですね支援をいただいて、普及に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

門田君。

11 番（門田仁和子さん）

これは命を守ることでですので、もっともっと意識の改革も大事なことではないかなと思うんですけども、真剣に考えてほしいなと思います。

以上で終わります。

議長（小永正裕君）

これで門田仁和子さんの一般質問を終わります。

この際 10 時 30 分まで休憩致します。

休 憩 10 時 12 分

再 開 10 時 30 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、森治史君。

10 番（森 治史君）

議長の許しを得ましたので、通告書に沿って質問をさせていただきます。

今回の大震災の方々に哀悼の意を申し述べることと、一日も早い復興を願っております。

それでは私の質問に入らせていただきます。この質問は12月にやった際に、1分かしらん時間が残ってなかったもので、答弁をいただいてなかった部分の再質問になろうかと思えます。

これは先の12月議会の関連になりますが、行政は国道56号バイパスは推進の考えであるということは間違いないこととありますが、この事業が始まった時点より、自分たちの住んでいる住環境が大きく変わる問題と、そしてこれから必ず起こるといわれております南海大震災、それによる大津波などを考えられて反対されている地権者の方々への、役場の職員の方々がこの56号バイパスで訪問された際に、地権者の方からはっきりと反対の意思を伝えた方々に対し、訪問の仕方を、人を変え再度訪問、この問題での訪問を強制されること。また行政の重要事業だとはいえ、確かに町としては最大限重要な事業であることは私も認識しておりますが、その方々の人権を無視されていると私は考えております。

行政と致しましては、人権については長年にわたって婦人泊まり合い、また学校、各職場などにおいて人権研修に取り組みられてきております。一人一人の人権の尊さについては十二分に理解されてされていると私は確信しております。

町長は、今23年度の予算に、身体的な障害から車いすでの特急のグリーン車両の利用しなければならない弱者の方にグリーン料金への助成費を計上されておることは、さまざまな方々の人権を尊重され、守るとの素晴らしい行政手腕として私は思っております。

そこでお尋ね致しますが、このバイパス事業に反対されている地権者の方々にも、同様に人権を尊重され守ってあげるべきと考えますが、町長の考え方をお尋ね致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

バイパス地権者への訪問についてのご質問にお答え致します。

まずは、尊重されるべき人権ということは森議員と同じ認識でございます。しかしながら、事業推進に当たってはどんな事業でも100パーセントの方のご賛同をいただけるとは、なかなかそういった事業はないわけでございます。このバイパスもしかりでございます。そういった方々に高圧的に、強制的に判子をいただくとか、そういった行動は一切しておりません。

しかしながら、これからも事業推進のためにご理解をいただけるよう訪問は続けていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

森君。

10 番（森 治史君）

私がお尋ねしておるのは、その高圧的とか強制的に同意を取るといような意味では言ってるつもりはございません。要はこれ、町長選のときの話になりますけど、町長がごあいさつに回ってきた、そのときにそれについては受けるけど、今後バイパスにかんしては再訪問は避けてくれというように伝えたという反対地権者の

方から聞いております。やはりそのように言われるということは、これはもう今始まったことやなくて、十数年前からの長い流れがあります。時間の経過もあります。その中で再三の訪問によって、身体的に苦慮しておる。それに対して、もう本当にへきえきしていると。訪問に対して。そこに対しての人権をどのようにしてお守りしていただけますかということをお尋ねしているつもりなのですが。

確かに重要施策かもしれません。そのためにもう今既にはそう、いわゆる少数派と言われる人数になっていると思います。もともと少数的な数値しかありません。けど、その方にも生きる権利もあれば、またそれを推進する方々にも生きる権利も、またそれも寄与する権利もありましょう。いろんな面では2つ合みえないところがあると思います。けど、その方々はその環境を守り、そこで生活し、そこで終焉（しゅうえん）を迎えるということを望んでおられます。そのような方々の所に再三町長が行かなくても、今度は副町長が行く、副町長が行からったら今度は役場の課長が行く、職員が行き、そして最終的に、今度はその方の知人をお願いしてでも行くというような、そういうような再三の訪問に精神的な苦痛を感じている方々がおいでしております。もともとこの問題に対して、なぜ役場の行政としたら何で弁護士の方に委託されたか。その問題は、もうかなり古い話になりますけど、やはりその反対している地権者の方々の所に、いわゆる匿名での嫌がらせのはがきが来るとか、無言の電話が来るとか、いろいろな問題がありまして、そのときにやはり人権を守ってもらうということでいろんな所に相談に行きました。また、町の人権擁護委員の方々にも来ていただいて話もしていただきました。何かこの人権にかんしては法務局だったと思いますんですけど、そちらの方にも相談に上がっております。そのときに言われた言葉は、何時何分に電話がかかってきたという、そういう記録を付けておいてください。その記録があれば、明らかに人権侵害としての行動が取れますと。けど、なかなか言うていけないのは、やはりある程度周りの者から来てることも察知してると思います。そういう問題があったから、これこじれてきておりますんです。

今、町はここまでやってくると言ってますけど、やってくる間にも反対の地権者の、まあ早咲から今度は東から来るようになりました。早咲から来て、ずっと順調に来ております。けど、浜の宮地区にもどうしても賛成の方もおいでますでしょう。また、どんなになってもやはり嫌だという方もおいでますでしょう。それは何遍訪ねて来られても、自分で気丈夫に構えておれる方はいいんです。そうでなくて、それが重なることによって精神的にまいって来る方もおいでます。そういう方がおるから、そういう訪問の仕方はもうは本人さんがどうしてもお断りしようところに、たとえ事業推進であろうとも、そこまで追い込む権利はないと思うんですよ、精神的に。本当にこの問題で、再三の訪問でまいってる方もおいでますんですよ。それは弁護士に委託しちゃう委託しちゃう関係ないです。委託してない人の方にそのような方もおいでます。だから、町長はこのように身体的な弱者の方には心配りがあるんですから、この問題に対してどうしても自分はよう賛同しない。けど事業する上には町長の言うとおりに再三行って、理解を求めて、その同意の判をいただかないかん。それはそれでしようけど、その同意はもうできないと言われてる方ですよ。その方を追い込むようなことに、精神的に追い込んでいくようなことだけは避けてほしいんです。これはかなり矛盾したことだと思います。けど私は反対する立場の方で、いろんな人と接触してきております。その方々のやはり自分も地権者じゃありませんけど、その反対の運動に入って十数年たちます。やはり少数といえども、やはりその方々の人権は守っていきたいという、それが私には強くあります。また、世論によってというか、そういう形で追い込んでいくこともやろうと思えばできると思います。そのようなことになったときにはものすごく大きな問題になってきます。そういうことを含めてお願いをしておるんです。

もう本当に、まあ以前ですけどね、もうその役場の制服、作業服着いた人が来るとか、家の近くに。それとかどう見ても、制服は着てなくてもどう見ても役所関係の方が前を来て、見ると動悸がして、ふたふたする

とかいうような方もおいでました。そういう問題含めてあるのでよね、やはり少数派になったかもしれません。けど、そういう方の人権を守るのも大事な行政の務めではなかろうかと思います。だから私がお願いしてるのは、このことについて再三を変えたり、いろんな形での訪問は避けていただかんことには、その方の人権を守ることにもつながるし、それと一番の問題は、誰にも話をせず一人で悩み込んだときのことを考えたときに、ものすごくつらいものがあります。そういう面で、そういう精神的に追い込むようなことになりかねない訪問の仕方を止めてくださいと私は言っておるがです。また、この言葉が一番重たいと思います。そのことがその方の人権を尊重し、守るということになると思うんです。言葉は悪いですけど、追い込まれてうつ状態になってしまうようなことが起きたら困るので、私はお願いをしておるがです。

町長の方が文章でやり取りするんだったらね、さほどあれはないと思いますけど、やはり人の訪問に対して恐怖感を覚えてくるということは、もうかなり精神的にもまいっていることだと思いますのでね、そういうことを避けていただけないかということながです。

それについての答弁をお願い致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

お答え致します。

まず基本認識を申し上げたいと思います。この国道56号大方改良、通称大方バイパスの工事につきましては、議会でご承認をいただいた事業案件につきまして、町が国交省と用地取得交渉のための事務委託契約を結び、努力をしていると、まずそういった背景がございます。そして議員ご指摘のように、精神的に追い込むとか、もしもそういうことがあるとするならば、そういったことは絶対ないような細心の注意を払い、なおご理解いただくような訪問をさせていただきたい、そのように考えているところでございます。

また、この国道56号大方改良につきまして、反対されている方がおられるのも重々承知しておりますが、こんにちの私たちの生活環境がございますのも、これもまた同じような課題を抱えながら、先人のご苦勞で今の生活環境の整備が整っていると、そのように認識しております。

そういったことから、今後もこの国道56号大方バイパスの地権者の皆さまには人権的な細心の注意を払いながら、それでもご理解をいただけるような訪問をさせていただきたいと、そのような考えでおるところでございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

私の言いようこととは、まあ町長とは合うことはないと思います、話がね。けど、私はそのどのような方法で、そしたら再訪問することが相手に対して精神的苦痛にならないような取り方。誰が来ていただいてもその方にとっては、この関連の話のことについては苦痛だというんだったら、どなたが訪問しようが、これは訪問のしようがないなということで釘付けをされたように思われるかもしれませんけど、私はとにかくそういう方が日々安らかに過ごせるためには、この問題にかんして地権者である以上、自分の土地のことですので。それに対して、自分が守るべきものを守りたいから反対だという方に対して、家が掛かる方もおれば土地が提供せないかん方もおいでるろうし、また逆に言われるんですけど、住環境が変わるといことは土地だけではないんですよ。目の前に静かな田園風景があった所に道が入ってくることによって、自分の住む生活環境が

変わるということでの反対をなさってる方。それは地権者じゃないから目には見えんと思います、その部分は。ところが、地権者じゃないけど目の前に、自分の土地は掛からないけど目の前に道が来るという。そういうことはお宅らは訪問せんでしょうけど、私らはそういう方々からもそういう、今からの自分の生活環境が変わることに対するものについての相談も受けております。また、自分の土地はそこは取られんけど、全然別個のところで家の前へ道来るけど、自分は別の場所での土地の提供の場合の所も、全然関係ないような場所でありながら反対しよう方もおいでます。

一番の問題は、今直面しよる問題は、もう再三訪問について本当精神的に苦痛を持っていながら、行政の方が来たときにはそれ相応の対応をなさってる方もおいでるはずですよ。はっきり拒否しよう方がおるはずなから、そこにやはり行くということが、私は人権を尊重しちようとは言えないなという。

再度お聞きしますが、この問題についてはいわゆる町長はどのような人権に配慮した訪問をされるつもりなのか。私はそれすら駄目だと思うんですが。町長としての考え方としてどのような、ほいたら相手に対して人権を圧迫しない訪問の仕方をされるおつもりなのか。

そのへんをお聞きさしてください。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

先ほど申し上げましたが、高圧的な態度で訪問させていただいたりということは一切ございません。

この人権についてでございますけれども、議員ご指摘のことも重々承知しているつもりでございます。しかしながら、各種事業の進捗よくにつきましてはそういった方々にもご理解いただくように訪問さして説得していくと、そういった作業も必要であると、そのように認識しているところでございます。

またこの訪問につきましては、担当も細心の注意を払っております、例えば日を空けずに訪問してであるとか、あるいはびっくりするような大人数で行ったりとか、そういったことは避けているところでございます。そういった上になお議員ご指摘の件につきましては、人権に細心の注意を払いながら、再度これからも訪問をさせていただき、ご理解を求めていきたいと、そのように考えているところでございます。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

私、一度も高圧的とは言った覚えもないです、町長に。そのような訪問じゃなくても困ってるから、私としては再々訪問するのはもう控えて、控えるよりやめてくださいということで、やめるべきであるということで、をお伝えしているつもりです。これについて答弁求めてもまた同じ答弁の繰り返しになろうと思いますので、次の質問に移らせていただきます。

ちょっとこれ、今の時代のところで同僚議員の方から道路の拡張っちょなことは取り下げないかん言われましてけど、一応やらさいてもらいますと言ってますので。

これは町道の拡張についてですが、出口部落においては現在町が実施しております各種検診は、これが県道沿いで、個人の所有の広場などをお借りして検診を受けていると聞いております。地区の住民の方の話のところでは、集会所まで検診車両が入るようになれば、着替えのときの必要な場合などにも安心もできるし、また緊急の事態、救急車両が入れるようになるの思いなどから、町道、これ10310、1万310号浜松林線を拡張との考えから、平成8年3月25日に部落内に完成した共同墓地に、ちょうど町道沿いの松原の中にある墓を移転、またその拡張に必要な幅員、道路の幅のために、ちょうどあの集落の所で町道に入る所に、以前、忠魂

墓地がありました。その前に、ちょうど盆踊りを踊れるぐらいの広場があったんですけど、その広場のコの字になった部分を整理して奥へ詰めて、墓をまた一部整理しております。また、その松原の中にあつた慰霊の対するものについても、一定限そこに整理を済ませておらしいです。また、これにはその共同墓地ができたといえども、移転その他には費用が掛かることで、やはり完全にはまだ墓床の移動はできていないようで、いいことは分かります。前を通ったときに道路際の方が残って、真ん中がのいたとかいうような状態になっておりますので、墓の位置が。で、まあ一応地域の人に言わすと、そのような幅員のために忠魂墓地などの整理もし、皆さんが新しいとこに移ったと。何年たつても全然こう工事の拡張工事が始まらないと嘆いております。ほんで、このことにつきましては現在の区長さんに地域要望が挙がってなかったらなかなかできんとか何とかいうことは説明いたしました、自分もその住民の方に。それでもいうことで、一応こちらの方のまちづくり課に来てお尋ねしたところ、この10310号というんですか、このあれにはまだ出口集落からは、ほかの所からの町道の整備挙がってきょうけど、この1万310号の路線については要望が挙がってきてないことも確認は取れております。

そこで、自分の方もこうやって質問する以上は、地区の区長さんがどのような考え方を持っておるのかお尋ねして、内容的にかまんということで、今日こうやって質問をしております。地区の区長さんの方も、町道拡張は住民の強い要望もあり、今ある問題というのは、一部土地の拡張に伴う土地の関係とか、それと一番困っているのは墓床を移転さすにも、その費用のない家庭の方。財政的に問題があつて、いろいろ諸問題あつて、部落としてもその残つちょう所にお金を出すわけにもいかんしという諸問題が残つてるとは言っております。

こういう問題が片付き次第、部落としても早急に町への要望を挙げていくとの考え方とこのことですが、部落がそのように調整ができ、要望書が提出された場合には、行政はこの地区の重要課題と捉えてその事業に取り組む考え方があるかないかについてお伺いを致します。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（浜田仁司君）

森議員の町道拡張についてお答えします。

この浜松林線ですか、これについては森議員もうちの課に来られて、私もそのときおりましたですけど、その要望書を私も見ましたですけど、19年からの要望書がうちの課にありまして、この要望書の中ではこの浜松林線の拡張については出てきておりませんでした。

私も去年の4月から課を担当してるところですけど、昨年6月、この出口部落の部落要望を受けてですね、現地調査に行ったときにはですね、県道中村下田の口線より旧大方南部農協出口支所に至る町道出口線の拡張と側溝改良を長年要望しておつたということで、19年からこの路線については最重要路線として要望が挙がってきておりましたですけど、町としてもまだ取り組んでいなかったような状況がありまして、部落としてはこの路線の実現を要望しておつたというふうに考えております。

それで、森議員の質問を受けてですね私も今思うところですけど、部落の方とですね、この松林線と出口線いうか、前の路線とですねどっちを先に優先順位と取り上げて部落が要望するかですね、そこらへんをもう1回区長を含めて協議していきたいと思っております。

先ほど私も畦地議員のところにちょっと述べましたけど、23年度で町道の整備計画を作成すると言いましたが、そういうことも含めてその緊急性とか公共性、部落要望等考えてですねその計画に入れてですね、整備計画を立てていきたいと思っております。なお、その路線もその県道からその浜松林線、それから集会所に行くには王迎、浜畑線いうか、そこまで行って集会所があるということですので、そこへ行くまでにはそのイクミ美容室

のとこのあその大曲りを検診車が入るとしたら半径10メートルくらい行って、それからその路線の途中が林野の保安林とかなってます。それから現道が途中行くところによると2.7メートルで、検診車が入るとしたら2.5くらいになりますので、そこらへんの拡幅。

いろんな条件もありますが、両路線ともかなり事業的には大きな事業費になると思いますので、そこらへんも踏まえて考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

この問題は、要はそれこそ平成19年ぐらいからじゃないでしょうか。地域要望として区長が要望書を挙げてくるという形できちっと毎年毎年、正式な要望書としてこう挙げていくいうように変わったのは3年ぐらい前からやないかと思えます、その地域要望として。それ以前はどちらかという、問題があるときごとに区長が問題点を持ってきて、いろんなところで話をしてやっていただいていたという流れがあります。

これは今の区長じゃなくて、先の区長さんがやりよった時代の問題が、まあいうたら地域の方々にしてみたら積み残しのような状態ながです。これ実際に、私がここでどんなに質問させていただいても、要は地域の方からの要望書が挙がってこんことには行政としても取り組めないことながです、実際。けど、それにはさっき言うたように、名前が出ましたけど、イクミという美容室がありますよね、あの角のところで。あの辺の所の角が最初から問題点があったみたいで、そこが変えた変えんとかいういろんな問題もあったみたいですし、また今課長が言うように、あれは防風林か何かの保安林になって指定されてるとこみたいです。で、その入口に、ちょうどそのイクミ美容室の道の浜側の所に、何か掘りよったら出てきたいう地藏さん祭って地藏信仰が始まりました。ほいで誰が祭りよったかいうか、まあかなりのもん作ってやってますけど、まあそれはいわゆるお墓でもないし、その部分の移転は簡単にできる、それに祭り始めた方がもう亡くなっておらんらしいです。一時期は隆盛を期して餅投げもしたりとかね、そんなこともやってみたいだことがあったようですけど、地域で。一部の人がそういう信仰をしてた部分が残ってる部分もありますし、まあ地域の人に言わしたらあの角曲げてでもいかんろうけんにか言うて。新しい橋を1本掛けてもろていうて、そら新しい橋は銭が掛かるけん掛からんぜとかいう話をしますけどね。あこでこうかっくり曲がってきて、またこう直角に曲がらんかんるので、地域の人に言わすとそのまま流れから真っすぐ出てきて、もう1本ゆるく行って、今ある橋のもう1つ西側に橋を掛けてもろうたらちょな話も出ますけど、これはまああくまでも住民と私の話であって、現区長さんもこのことについては引継ぎを受けようわけではないみたいですけど。

やはり検診車が入らん、救急車が入らん、ほんであの今ある現道で入るいうても検診車がぎりぎりか何かで入ってくれんらしいということが主あるみたいです。こうスムーズに入ってきてくれんいうのは、今使いう道いうのが、その拡張問題の起点になる所までが浜側よりもまだ狭い道で、民家がある関係でいろんな屋根が出てきょう関係で、検診車がぎりぎりに入ってきてくれないということが1つあると思うんです。地域の人にしたらもう十何年要望しよったいうことで、まあいまだに強い思いというんですかね、そのやっていただけるといようなのも持っておる。まあ今課長が言われるように、出口部落としては重要課題として挙がってきているということがあるので、どっちが優先されるかということが今1つ提起されたと思うんです。

まあ区長の方も取り組みを今からやっていって、それがその一つ一つ片付けなければならない問題点をだいで抱えちようみたいです。この道としてのあれは。ただ、そういうもんが片付いたときには、今の答弁では取り組んで、行政でも取り組んでいくというように受け取りましたので。これはあくまでも、すぐするという意

味じゃないんですよ、課長。挙がってきたときにはやはり町としてもその部落と集落と話しもって取り組んでいくということで、一気にできるという意味じゃないですけど。やはり今から5年なら5年かけてここを拡張するというように決まってくるとよね、以前その問題で墓を動かした人とかいろんな方々も、あ、やっていただけようになったな、ということになって安心すると思うんです、うん。

そういうところも含めて、これはあくまでも部落からきちっと要請事項として挙がらん限り、町としては手の出せる問題ではないので、そういうように思うたときに、今からの調整事項が整い挙がってきたときには私として住民の方に伝えたいのは、区長が挙げてきた場合、部落と役場とが、区長と役場が話しもって取り組んでいく姿勢があるかないかいうとこだけ、再度答弁をいただきたいのですが。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（浜田仁司君）

まあそういうことですが、やるとなればもちろんその計画に入れて、財源的なものもちやんとバックがあってやるということで。それはまた上の方と協議しながら、どうしてもやらないかん路線としたら考えていくようになるかと思います。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

この問題は置きまして、3番目の質問に入らせていただきます。

これ、今年の2月に行政からこのこういうもので各戸に配布の黒潮町光ネットワークの説明だと思いき、このパンフレット。それで、このパンフレット作って配布したということは、この事業に対して住民の方々に事業への理解をしていただくための配布と思っております。また、加入促進のためとは思いますが。このパンフレットの6ページですが、これは大きながで書いております。これは、ただ今加入率70パーセント突破とありますが、これは住民の方々に対してもちょっと過大表記ではないかと。で、お知らせするならばもっときめ細かに、ここにAコース、Bコース、Cコースと書いておりますけど、もうちょっときめ細かに、この作った時点の数字を、告知端末機が何割、テレビが加入が何割、インターネットの加入率が何割とかいうように、やはり表記をしてあげんと。これでいくと、皆さん思ってるのはすべてが70パーセントになったというようにとらえると思いき。

本当にこれで地域の皆さん方にきちっと分かっていたらこうという思いで作られるなら、私がかかってないがかもしれませんが、作る側は一定限内容を飲み込めて、このパンフレットを作成したと思いき。やはりその中で一番の基点は、分からない高齢者の方々とか、高齢者というたら失礼になりますけど、若い方でもおるかもしれませんが。やはりもっと内容の分かる、きめ細かいパンフレットにしてあげるべきではないかと思いき。で、パンフレット、これかなりのお金が掛かっていると思いき。

余談で問うたがやけんと、ここへスカパーのあれとかが載ってましたんで、あんたらこれ載せちゃうけど、これ載せたらあれかえ、スカパーから何ぼかもろうたけん安うに仕上がったかえ言うたら、いや、このスカパーの部分はうちがこういうものが見えますよということで載せたということになっております。

もし、これも載せるんでしたら、やはりこの1チャンネルに対してこの10チャン、5チャン、13チャン、この契約するところで値段も違うと思いき。やはり別途料金になりますので、こういうところの表記もきちっとしてあげとかんと、光のあれでケーブルへ入ったらこれがそのまま見えるという解釈にもつながりかねん部分もありますので。やはりこういうパンフレット作って皆さんに周知していただくんだったら、まあ1チ

チャンネルの基本料金がなんぼぐらい掛かりますよと。で、1チャンネルの場合やったら大体900円ぐらいとか、3チャンネル契約したら1,300円とか1,500円で済みますよとかいうような、きめ細かなものであるべきではなかろうかと思えます。

またこの一番の問題は70パーセント突破というのは、これちょっとあれであるし、コース変更するなら今がお得とかいうようなキャッチフレーズでこうばっとう出してますけど、これ惑わされる部分があるがやないろかと思うがですね。これ、確か今年の12月末までの加入やったら、これは加入料金とか工事費が無料じゃなかったですかね。そうとらえちようがですけど。加入金だけが無料で、工事費は要ったがですかね。これ両方が無料だということだなというように受け取っちゃったがですが。通常料金いうても、これ今現在、全部無料になっちゃけんね、期間の12月31日までの人は無料ですから。今変えたらただいうたち、全部申し込んだ人是一緒ですよ。まあこれが一番の問題。これかなり苦情が来ちようと思うがやけど、この70パーセントというこの数字に対しては、これは分かりますよ、こういうもんやるときには目に付くようにせないかんとこがあるけんね。それは分かるけど、ちょっとこの書き方いうがは過大ではないかなと思うんですが。これは恐らく委託されたNPOの方だけが勝手に発行しちようもんとは思いません。やはり町との関連で出来上がっちゃよう資料だと思いますんですが。

もっとこの表記の仕方を考えるべきではなかったかと思いますが、それについてお尋ね致します。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは森議員の一般質問の光ケーブルについてのも、マル1のご質問にお答えしてまいりたいというふうに思います。

もう森議員もご承知のことと思いますが、今回の黒潮町情報通信基盤施設の大きな目標がですね、毎回毎回同じことをお答えしておりますけれども、行政情報と防災情報の周知、それから地上デジタル放送の難視聴対策、ブロードバンドゼロ地域の解消と、それから携帯電話不感知の解消ということで、この4つが大きな目標であります。このことからですね、告知放送も100パーセント加入していただきたいというこちらの思いがありまして、このような表記をしております。従って、町と致しましては過大表記というふうには考えておりません。しかしながら、同じようなご質問といえますか、問い合わせが私の所にも2、3届きました。紙面の都合もありですね完全にはなっておりませんが、その点をご理解願いたいと思います。

それから、期間限定のキャンペーンの所とか、スカパーで見える所の部分とか、細部のご指摘をいただきました。紙面の都合もありますのでこのようになっておりますが、今後はそのあたりを注意しながら対応してまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

今もこの加入率は告知を100パーセントに上げていくためのことで書いておりますという答弁でしたが、まあ次回から、これはもう済んだことですので次回から、この加入率の所でも告知端末機というようにはっきり明記しなければ、また住民からのいろんな問い合わせが来ろうかと思えますし、またちょっとこのあれですけど告知もこないだから話聞くとところによれば、開始自体の世帯数と今の国勢調査に基づくところでは、世帯数も違ってきて、確かに告知端末機とか現在の地デジ、インターネットの加入率は上がっております。上がって

おりますけど、これはあくまでも問題は分母が減ったことだけのことになりますので。告知端末機は100ですけども、この営利目的で収益上げていかないかん部分の数字は、50とか20とかいう数字は、今度は世帯数が減ったということで、そこもきちっと住民に知らしてあげんと、ただもん数字が達しましたでは、実際に入る金との差が出てきます。そういうところも含めて、新たにもし加入率がどればあいるいうときには、何世帯いるとかいうようにして挙げてかんと、ただ50パーセントという表記でやっていってしまうと、見た目は収益が黒字になりそうに見えても実質は分母の関係で、これは言われんですけど、今やってる農業排水、集落排水事業なんかでも分母が減ってきて分子が増えていくから率は上がっていくと、そういうことになってきかねませんので。こういうことも含めて住民の方には分かる説明を、次回やられるパンフレットにはきちっと載せてあげんと、要は50があったからええいうもんじゃなくって、どんだけの数字にならったらこれが黒字につながるいか。そういうことも含めて、やはりパンフレットでは知らせるべきものは知らせていくべきではなかろうかと。私が反対しようからいうてきつい言いように思うかもしれませんが、やっぱり住民の方々が戸惑うようなことだけは避けていただきたい。もうちょっと責任を持って、作るパンフレットは住民に理解を得るためならばもっと細かなこともやるべきではなかろうかと思えます。

2問目の方に入らせていただきます。中の3番の2番に入ります。

現在、町計画のこの光インターネットに加入申込をされている方の話ですけども。NTT 西日本というのが正しいのか、西日本NTTが正しいか私は分かりませんが。ここが2015年には全国すべての電話回線を光にするという新聞で知ったと。それで、NTTは光インターネットの利用料金を今使用しているADSLと同じ料金設定のようであると。ほいでそれならやけど、もう町の料金よりも安いにかわらんと。ほんでこの方は町に入るまでも、使用料の問題よりもプロバイダの関係で、登録の変更なんかがあることでかなり悩まれた結果、それとNTTに結んじよる契約が何年たっしょうろう、2年の間か1年の間に解約したら解約返戻金が払わないかんなる契約やったから、それが契約が過ぎちようかどうかをかなり悩んだ末に、町の方のインターネットの方に加入の申込をしたと思えます。それはもう再三そんな話してましたんで。今回、こういうように光の電話回線になるいうことは、その方はインターネットも光になるという解釈で、私もそのように思っております。これで今の町に加入している、まあ悩んでるがですけど、それやたらこのまま5年待とうかと。遅いADSLでもかまんけん5年待って、このNTTの方に入ろうかと。けど、今解約した場合に、その解約違約金が支払わないかんなるのかならないのか。私としてはまだ契約を本契約になっしょうがか、その最終的に出した申込書が本契約なものなのか、仮契約なのか。自分がやってない関係で分かりませんので、これが仮契約やったらどんなもんなのか分かりませんが。

要は、違約金が支払いが発生するかしないかというて問われたもので、この方にきちっと今現在解約すれば要りますとか、要らないよとかいうように自分もきちっとした言葉を伝えたいので、役場の考え方を伝えたいので、そのことについてお伺いを致します。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

森議員の2番目の質問にお答えしたいと思います。

通告書の中でですね、NTT 西日本が2015年までに電話回線を光にするというようなことはですね、町の方としては少し情報が、この情報については町の方ではつかめておりません。

それで、現在申し込みをしておる方で、取り止めた場合に違約金ということですけども。基本的にですね、町の考え方と致しましては各家庭に告知放送を設置していただきたいということで考えておりますので、その

各家庭に入っていきますというか、軒の所に入ってきますV-ONUという器具ですが、そこまでについては町でやっていきますので、そういう状況です。従ってですね、現在まだインターネットまではつながっておらないと思いますので、違約金は発生致しません。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

この問題はね、その方がね、私もこの方に問うたがやけど、新聞に載っちゃったということで話されるがですよ。けど私も新聞のそれが一面広告みたいな部分で、NTTの。ほんでやっぱ関心があるから、細かいとこまで目を通すということで見つけようと思うんです。私らみたいにそのインターネットしてない、それほど関心のない者は見落とすようなものかもしれませんけど。何か、ソフトバンクの方がNTTに光回線の使用料の減額を求めたところあたりからの問題で出たというように、その方は言うがですよ。で、ちょっと用事があったところで電話が傷んだいうてきたところですので、NTTの電話の修理に来た方はNTTの下請けの下請けだと思うんですけど、その方に私の方がうちはまだ黒電話のダイヤル式の電話やけど、光になったらどんななるが、変えないかんなるがかねって問うたがです、この関連で。ほいたらそうすると、いや、それはそのまま使えますよって。交換機みたいなもんを付けて差し込んだら、黒のダイヤル式の電話でも使えますよと。その方が言うには、これが一番傷まんと言いましたけどね。故障が少ないのがダイヤル式らしいです。そういうことも含まれて、今回問うても、私もこれ実際にその一面広告を見たわけでもなく、その方が切に訴えてきたから問うたことであって。

要は、まだ告知端末機用のボックスは付けちょうみたいですので、そこまでで引き込みしてない場合には契約とは見なさんから違約金の発生はないがですね。無論お金を納めてないがやけん、違約金の発生はあるかないか分かりませんということですけど。一応まだインターネットにつながってないということは、そういうことはないということでお伝えしてよろしいでしょうか。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

先にお答えしたとおりでございます。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

これ、自分の部落のことの中のことながですが、光ケーブル用の電柱を立てる件でA地権者の方を訪問された、これは恐らくこのために雇われた臨時職員の方だと思います。訪問先の方への説明では、訪問された側のAさんの説明では、その職員さんが来て、お宅の土地に電柱を立ててみてくださいという説明はええけど、そのときに立てる場所も指定されて、ここに立てますと。で、前後動けても何か30センチぐらい動かせるけど、場所はここですというように指定されたと。そして返事は2、3日中にくださいと言われてた。そのように私に話されて、またその方は近所周りをずうっと聞いて歩いたみたいです。ほかの電柱の立っちょうとことか立とうとする所に問うて回ると、ほかの所では3カ月前とか2カ月前にその訪問を受けておったと。

で、地域で一緒の所に住みながら、片や3カ月、2カ月に来て、余裕があります、返事までに。何で私のとこだけが訪問後即返、3日いうたら即返と一緒にすよね。で、ならなければならなかったかと。この方は行政に

対しても何か不信を持たれております。ほんで事業への理解とか、敷地内への電柱をこちらは立てさせてもらう立場になると思います、役場の方が。お願いに伺うんですから。このような対応、職員さんの対応で、本当にこの事業が十分進んでいくとお考えなのか、ですがこのようなことは恐らく答弁では指導はしていないというような答弁になろうと思いますけど、現実にはこのように、まあ役場の方もこの人はもう来ちようはずですので、分かっていると思います。やっぱこれにかんしておかしいということで役場にも来ちようみたいです、ご本人が。

このようなことで本当にこういう説明の仕方、今からどんどんどんいろんなことで理解を得るために説明に入っていくと言われても、このような形での説明ではかえって役場の不信になり、事業の推進には止まる可能性も出てくるとは思います。

このへん、こんな対応で良いと思ってるのかお伺い致します。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは3番目の質問にお答えしたいと思います。

現在ですね、本当に請負業者も私たちもですが、事業完成に向け一生懸命取り組んでおります。特に、メインでありますケーブルの敷設につきましては、町の自営柱の建柱とか共架とかありまして、その手続きをしながらの、また多くの地権者の皆さんの同意を得ながらの事業として大変苦労しておるところですが。そういう状況にありまして、まあ質問の中にも出てきましたけども、もちろん役場の方が強制してこの事業を進めておるとい状況ではございません。進める中でですね自営柱共架の検討をしていきながら、共架できない場合に自営柱の建柱ということで、このような話が出てくるかなというような思いをしています。

ご質問の件ですけれども、通告書から判断致しますと、地権者の皆さんに相談に伺ったときの話としてはよくある話ではないかと、私は考えております。指定場所については、相談に伺ったとき必ずこの辺りにということが出るというふうに思っておりますし、まあそうしないとどこに立つか分からないようでは相談にならないというふうに思っております。

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休 憩 11時 27分

再 開 11時 29分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

総務課長（松田博和君）

途中でしたけれども、いずれに致しましてもですね、場所を示さなくては相談にならないというふうに自分たちは考えております。

それから、ご返事を2、3日中にとということもありますけれども、これも実際相談に行ったときにはよくある話だと思います。人によってはですねその場で相談をして、いいですよというご返事もいただきますし、まあ事業推進の中でできれば2、3日というようなこともですねあると思いますので。これらはまあいずれにしても、いずれもその相談に行った状況で出てくる話じゃないかなというふうには考えております。

しかしながら、やはりこの事業を進めていく中では、やはり強制というものでは考えておりませんので、そ

の点のご理解をさせていただきたいと思います。

なおですね、この事業は本当に地権者の皆さんにご理解をいただきながらでなくては実施できない事業でありますので、このような相談がありましたらですねぜひご理解をいただいてですね、事業推進に向けてのご協力をいただけるよう議員からもぜひお願いをしたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

今の話で2、3日内というような言葉が出るということは分かりましたけど、まあそれもあんまり適切かどうか、なんぼ事業が早いことせないかんとところへ切羽詰まったといえどもね、やはりそこがまぎる思うたらやっぱりどっか移れんろうかという気もあろうと思うけど。

一番の問題は、このほかの所には3カ月ないし2カ月前に訪問されちようと。まあたまたまこの人がいてなかったかもしれませんが、その時期にね。けどその場合には、恐らく訪問してる臨時職員さんはいつか来ましたと。けどお留守でしたので、また再度訪問しますというようなものを入れて歩いてたらこういうような発言にはなかったと思いますので。やはり周り、他部落との比較じゃないんでね。同じ集落の中の、本当自分とこの班内の、組内の中の話として、いつごろ来たかいうことを問うて回ってますので。やけん、やはりこういう急がれた仕事であれども、やっぱり2、3カ月の差があるという、何でうちだけこんなに急に来て急に言われたかという問題が起ころうと思います。まあそういうようにして、私はその方にも言ったんです。それはお宅の土地やから、賛成するもかまんもあなたの気持ち次第ですよっては言いました。で、そこがちっともめたら今度その方から、それこそ2、3日前に確認に行ったら立っちょとこがあって、電柱が。で、そこは今確認取ってもらうがには言ってます。恐らく本人との地権者との確認は取れておって、取れてないところには立てんと思いますけど、ずっと空き家ながですよ。年に1、2回もんてきようがで、関西の方へおるがよ。で、私も自分の親戚あいやけん、立っちょとこにどうのこうのやないがですけど、今一応、確認は取ってもらうようにはしております、担当の方に。その一応連絡して、恐らく立てちょうがやけん、連絡して本人の承諾は得ちょうとは思っておりますけど。そこが問題やたらつと空いたとこへ持ってきたというような形の対応をやっちょみたいで。

まあ、地権者がこっちへおらずによそへおっても、立てる以上は地権者の許可は取って立てらいちよう思いますけど、あまりにも早い対応だったもんで、自分の方も。本当に実質そのこれは過去にその人の住所は管理しよったもんを通じて行政の方にはお知らせしております。ちょっとしたことがあったときに、いうたら口座の名前が死人の名前になっちょって、これでは引き落としができないということがあったときに、住所をお知らせして、その確認は役場の方には取れるようになっておりますので、そこを利用してやられたがではなからうかなとは思いますが。まあ一番の問題は、今後このような問題って、もう目の前に来ちょうがですけど、まだかなりこういうことが起ころうと思います。

それとこのパンフレット、この光にかんすることですけど。どうも承諾した人とは必ず役場は受付済ましちようからそれで行きようみたいです、そのボックス付けるがにね。ところが、ボックス付けるように雇われていた業者は行ったら、おらあこれは付ける気がないって。ない言うけどおんちゃん、おんちゃんかまんいうて書いちょうやいかいうて言うたときに、入れ替わり立ち替わり来られたけん、判押したというような返事があったらしいです。ほんでその方は、業者の方は、ほいたらおんちゃん、付けんいうがやねいうたら付けん言うけん、もうそこは保留にして工事せずにもんて来たっていうことを聞いております、工事に行った方に。その

方にしてみたらそこへ行って付けて、なぐれはなぐれですよ、そこまで行っちゃようんやから。けど、そのへんがはっきり、やっぱり住民の方も周知できてない。そういうことがあったら頭かしげようけど、総務課長。実際に付けに行た人に僕は聞いたがやけんね。工事に行ったらよね、おらあ判押ししようけど、おらあこなもん要らんがじゃ言われたら、付けられんけんいうて。おんちゃんがそのときに言われた言葉が、入れ替わり立ち替わり人が来たけん、おらあ判押ししたよという返事やったらしいです。これは告知端末機ではなかろうかと思うんですけど。

そういうように、あまりにもこの事業を推進するためにいろんな所でそういう障害が、まあいうたら業者の方にしてみてもよね、そんなにもうけにならん言うたら不都合かもしれませんけど、その仕事に追われよう中で行ってよね、そんなように役場から判もろうちょうとこ行ってすら拒否されるということが起こるということ自体が、これがきちっとした説明ができてない流れではなかろうかと思うがですよ。

そういうことを含めて再度、もうちょっときちっと対応の在り方について、答弁を求めます。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まず、相談に行った日がずれたというような状況らしいですが。まあ基本的にですね、ここで1回目のご質問にもお答えしたわけですが、町としては共架にするか自営柱にするか、いろいろやっています。基本的には共架ということで進めておるわけですが。それは電柱あるいはNTT柱の強度によってですね、共架できないというようなこととなりますと自営柱となります。自営柱となりますと、やはりその相談に行くわけですが、そういうような状況がありますので、どうしても差が出るということをご理解願いたいと思います。

それから、相談するのに遅かったという中で、伺ったときには相談の紙でも入れたらどうかということですが。ちょっとですね、このあたりも町の方も惑っているところもあります。というのは、この事業そのものを推進するのに、必ず行くということはもう何回も言ってまいりました。それで紙を入れろと。紙というのは、こういうことで伺いましたということですが。留守でしたのでまた再度来ますということでしたわけですが、それはそれで確かに僕、大事なことだろうと思います。

しましたけれども、それがですね、何日か置いてまた行ってもまた留守、また留守というような、何回か、3回4回になりますとその方もですね、ほんぎゃあ入れなというようなこともまたありましてですね、個々からは本当にいろいろな事情が、相談といえますか要請もあります。それらの中で日々対応しておりますので、細部の話は本当にありますので、担当とですね協議を、協議というか話を進めてもらいたいと思います。またもちろん私も、その担当の方が不在とか、ほかのお客さんがありましたら私の方でも対応しますので、ぜひですね、細部の話はそのようにしてもらいたいというふうに思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

これでもう、何遍聞いてもおんなじ結果だと思いますので、これで私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（小永正裕君）

これで森治史君の一般質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩します。

休憩 11時 39分

再開 13時 30分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、村越比佐夫君。

着席のままご発言ください。

1番（村越比佐夫君）

はい、よろしく。

通告に基づきまして質問させていただきます。

住宅改良法に基づいて、50年前後に改良住宅を、佐賀にしたら60、70軒ぐらいですか。40何軒ですか。36軒ですか、改良住宅は。その中で最近、耐震強度の関係で公共施設はほとんど調査しております。が、この改良住宅については入野はやっておりますけれども、佐賀はやっておりません、前回の質問の折明けて。ほとんど1、2年の差で建てておりますので、そらまあそれとして。入野の例で、佐賀も対応しても別にもうええじゃないかというとならえ方でええじゃないかということで、あんまり耐震強度の調査は依頼はしてないです。

その中で一番、常時我々ももうこの措置法の切れる13年度までに改良住宅を建て替えを計画しつつあったんですが、まあ一応いろいろ佐賀の場合には、よこ水の関係でもたもたして、そういう企画はようしないずつ、まあ法律が切れてしもうたと。こういう私なりの考えを持って議会活動をしてきたわけですが。

ここでひとつ執行部に一汗ぬいていただきたいのは、入野にしたら改良住宅なり町営住宅の建て替えて、代替のいうたら住居も構えておるけれども、地元の者がなかなかすつと腰を上げない、というような話も聞いておりますけれども。もう少し具体的に地元の入居者に対して、生命と人命ですか、命を守るためにも非常にこう大事なことであるので、協力依頼を積極的に地域の役員らと話をしながら進めていくべきじゃないかなと、こういうふうに思うわけですが。どこまでの話で、どこまで協力していただけないのかなと。

もし、そのことの答弁のできる方でいいですから、1回答弁をお願いしたいと思います。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（浜田仁司君）

村越議員の質問にお答えします。

改良住宅の耐震強度はどのような状況かということですが。これについては6月議会のときもちらっと説明させていただきましたですけど、黒潮町の改良住宅は162戸あります。うち、22戸が鉄筋コンクリート構造で、残りの140戸がコンクリートブロック構造です。鉄筋コンクリート構造はもう耐震性が確保されておりますが、コンクリートブロック構造については、旧大方地区では平成の19年の3月に設計業者に委託して、公営住宅、改良住宅3軒について耐震診断をしております。結果は、3軒とも耐震性がないということでした。佐賀地区は耐震診断はしてませんが、同じブロック構造となるので同様なことと推測されます。

このブロック構造については有効な耐震補強方法がなく、まあ県に問い合わせても用途廃止をするか、用途廃止を行い払い下げを行うか、建て替えをするしかないという回答でした。これを受けて、入野地区については説明会、耐震診断の結果を持って、地区内の人に対して説明会を開いたところです。耐震補強の方法がないということとか、建て替えをすると家賃が上がるとか、まあ払い下げで個人住宅として建築を検討してほしいとか、町の要望等も説明させていただきました。入居者からは生活状況がそれぞれ違うので、できるだけ個人の

希望に沿う形で対応してほしいという意見でした。それ以来、話がまだ進展していないのが今の現状です。

大方町として従来より、この入野の方では最も早く建築された住宅としてもう40年から47年たっている住宅は万行の第1、第2団地がありまして、これについては建て替え計画を現在も持っております。平成11年にワークショップ等を開いてですね、基本構想とか基本計画を作成した経過があります。

町においても、23年度については両地区の関係者に集まっていただいて、この払い下げ、建て替えについての検討委員会を立ち上げるよう予算化しておりますので、方向性とか意見集約を図っていきたいと考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

まあ検討委員会もこさえて、まあ入野はそういうことで話は進むと思いますけれども、佐賀の方は一切手を着いてないわけですね。こないだ、先月やったかな、この係やったか。改良住宅の方にアンケートを独自で町民館の館長が調査するというので、まあそれはそれでええわよという形で調査依頼はしております。結果は聞いてないけどね。

やっぱそういうひとつの住宅改良法に基づいた適切な処理の仕方、ほんでその目的が一体何であったのか。法律は切れたけれども、ね。やっぱそこらあたりの、いうたら環境整備に寄与した地権者が大半が改良住宅におられるわけですので。やっぱりその地元の意見は尊重すべき。そういう手段を取らずして、払い下げるか建て替えるかと。そんなね話じゃなくて、基本的からやっぱそういうひとつの同和対策事業として目的を持ってやった基本を据えて、地元に入って解決をしていく。将来のいうたら住環境を整備していくぜよ。そういう中で人命も財産も守りながらね、部落を開放していく。こういう基本に立って担当者らは地元へ入っていただかないとやね、意味がない。

いかがですか、その言う人。体制を整えて地元と話し合いをするというご返事をいただいたらありがたいかなと思います。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（浜田仁司君）

まあ、両地区の関係者を集まってもらって検討委員会をやるということですので、そこらへんは住民、関係者の意見を吸い上げて、方向性を見出していきたいと思っております。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

町長、その点まあ町長ももう1年が来て、これから3年間フル活動せないかんわけですが。そういう過去の歴史ある事業で今日まで地域と行政が一体になって、ひとつの部落開放を目標にしてやった事業に対するものを持続継続した地域の環境整備についての町長としての取り組み、また地域へ入っての意見の集約。その姿勢が十分整えていただけるかな。

返事をいただきたいと思いますが、いかかですか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

お答え致します。

今回の質問につきましては改良受託に指定された質問でございますけれども、この改良住宅以外にも町には住宅がございまして、そちら全般、総合的な判断の下で建て替え、あるいは払い下げ、そういった検討をしていくことになろうかと思っております。

議員ご指摘のように、住民の皆さんの意向を全く無視して町が強制的に進めていくと、そういったことはございません。十分住民の皆さんと意思疎通を図りながら、課長が答弁申しあげましたように、ワークショップを開いて意見を吸い上げて、そのように対応してまいりたいと思っております。

議長（小永正裕君）

村越君。

1 番（村越比佐夫君）

常時、こういう大きな耐震強度、地震の関係で、国、県の施策の中で自治体が早急に取り組まないかん。そういう中で一番最後に残るがは、公共事業でありながら、地域の中のいうたら施設。こういうことを念頭に置いてね、やっぱ一刻も早く地元の役員、対象者と冷静に時間かけて解決の方向に向けてね、話し合いをしていただきたい。話し合いをする折にはお金は要らんわけですから。やっぱそこ行くまでの間のね、やっぱ下積みの基礎というものが解決する。一番大事じゃないかな。こういうふうに思うわけですので、まあそこは十分町長の指示を仰ぎね、対応をしていっていただきたいと思います。

それとなお、町長もまあ1年になり、また若さでもある。それに付いておる副町長と総務課長。もうこれは十分ね、日常の職場の中でやっぱこう時間を取って、今までの何十年の同和行政の取り組み、これをじっくり話してやね、担当課長らと育てていただきたいなど、こういうように思うわけですが。

その点副町長、十分納得いくような答弁が伺えたらありがたいがなと思っておりますが、いかがですか。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

この地区改良住宅のみではなくてですね、いろんな部分でそういった町長とは常々協議しながら進めておりますので、今後でもですねいろいろな課題についてはですね十分、担当も含めてですね、そののへんを検討しながら、当然町長とコミュニケーションを図りながらですね、共に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

議長（小永正裕君）

村越君。

1 番（村越比佐夫君）

まあそういう取り組みで、ひとつ全力投球で遅れを取り戻すという体制を整えていただきたいと思っております。ほんでその中で、いろいろなこう予算的なことも出てこうかと思っておりますけれども、これ県下のね同和地区の改良住宅いうもんはほとんどが100パーセントぐらいがブロックです。その中でね、お互いにこう横の連絡取り合せて、県の住宅課なんかと話し、中央へ持って行ってね、まあ起債なり何なり、それは急に膨大な予算の要る折には国も、いうたら従来の補助対象に匹敵するだけのことは考えてもええというような、措置法期限13年度以前にそういう話をしよったはずなんです。そういうことも情報としてね、まああっち行きこっち行き、単独で走らんづつに取りながら進めてもらいたいなと思っておりますので。それはそれとして、まあこの件は住宅改

良法としての手順を十分勉強して踏まえて、その改良法がいうたら同和地区の住環境整備に適用された、そこを十分に踏まえて、道筋を間違えないような解決方法でやっていただきたいと思います。

1 番はこれで一応終わります。

2 点目、漁村集落整備事業でもう合併して、佐賀の折にはいうたら漁村集落改良を適用してずっと進めてきております。もう 20 年ぐらいかな、15 年か。5 年 5 年かのあれやから。その中で合併した折に、やっぱそれを旧入野に行って適用すべきやないか。要求していくべきやないかという、当初からまあ矛盾も考えもあったわけですが。ここへ来て伊田も港ができた。だけど、まあ大きい保冷車は入りにくい。まあ田野浦も従来のいうたらあんまり農道何やろがついただけで、従来の市場の方にも何ら変わったことはない。

ほんで、そういうその漁村集落整備事業というものは、一応港の予算がもうほとんど全国的にあんまり要らなくなったので、今度おかの方の住環境を整えるために、漁村集落整備事業という補助事業を適用してほしいという、我々中央と話しに行く折にはそういう話も雑談の中で出よったわけで。まあ佐賀はそれに取り掛かったわけですが。それに対応のできるのは、伊田の港もできた、川口も港もできた。そういう中で、鞭は一応その避難港としての港として出来上がって、港の周辺の緑地帯の環境も整うた。やるとしたら、もう伊田か田野浦のこの 2 つの港の関係で漁港課の予算をつけていただくと、こういう発想を持って事業計画を立てていってもらいたいなという考えがある。

ほんで、そこで町長もひとつ踏ん張っていただきたいのは、そういうその合併して良かったなという視線をね、町民にどっちをどう向かすかということは、そういうことを取り入れることによってね、取り入れることによって、合併して良かったなという思いがあるわけですね。そういうことをね、積極的に取り入れるべきと考えておりますが。どことは指定はしないけれども、その漁村集落整備事業を黒潮町全体に、佐賀は今途中やから、あと 1 年なんぼばあ残っちゃうかな。4 年。あと 4 年残っちゃうが。4 年後に見直しの折に、それへ向いて要求として黒潮町の全体のいうたら漁村部落の当てはめて。そこで取り入れる、中央が来たら漁港課の出先の何かいう研究所があるはずなんですけど、そっから調査の依頼して、まあいろいろ調べて絵を描いてくれると思う。そこで組合も負担は要らないし、受益者も負担は要らない。まあこういう利点な点があるので、積極的に町としてはその漁村集落整備事業を取り入れるべきではないかと考えております。

取り入れる考えがあるかないかお伺いしたいと思います。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（谷口明男君）

お答え致します。

漁業集落環境整備事業、通称漁集事業といいますけど、これは道路整備、雨水汚水排水処理、防火水槽、避難誘導灯等いろいろな種類の事業ができることになっております。そのうち、佐賀地区では平成 12 年度から道路整備、緑地広場、防火水槽、避難誘導灯などを実施してきまして、今後も道路整備や防火水槽、そして避難路等を整備して、平成 26 年度に終了する予定です。

そこで、伊田や田野浦地区の整備計画についての考えはとのことですが。黒潮町においては下水排水処理施設を出口、蜷川、鈴の 3 地区で実施しましたが、その施設を運営するに当たり財政を圧迫するような事態を招いたことで、今後においては集合処理施設は造らずに、合併処理浄化槽の個別処理方法でいく方針になりましたので、伊田や田野浦においても下水排水は対象外になると思います。

それではその他の事業計画についてはということになりますので、平成 22 年度の伊田と田野浦地区からの地区要望を調べてみますと、道路の舗装のオーバーレイや小規模な道路整備と排水路の改修、そして街路灯の要

望といったところでした。両地区の道路状況等は大変悪く、危険な所が多々あることは承知していますが、旧大方町のときに行った道路計画によると、家屋の移転補償先の用地の確保が難しい等の理由で、整備計画を断念した経緯があります。

このたび黒潮町全域が過疎地域に指定されましたので、たとえ漁集事業に限らず過疎対策事業での事業実施も可能かと思われますので、地区の要望事項や道路整備に係る移転先の有無など、地区と一体となって進めていく必要があると考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

村越君。

1 番（村越比佐夫君）

ほんでそういう利点がね、まあいうたら合併してその過疎もいうたら適用して、財源的にもっとこう今まで以上にね、借金するにも楽なった。まあそういう中に今度、いうたらまあ奥の方は大屋敷、あっちの辺はいうたら僻地債とかいろいろの関係もある。漁村についてね、港さえやったら、いうたら漁師の方はやりよう思うけど、港は働かないんです。所得にならん。ね。働かんがやけん。ただ、港いうものはいうたらその漁師らもひとつ勘違いするところあるわけで、それは漁師のいうたら財産を守るための港であってやね、何も港が稼ぐわけじゃないんです。働くわけじゃない。だからそういう中で、まあ漁港課なんかも一応全国のいうたらその港もほとんど予算が要らなくなるから、おかへシフトして、いろいろ漁師のいうたら住環境を整えていこうという発想で漁村集落整備事業という事業に今度シフトしていきようわけやから。ね。それを早く受け皿として、自治体がどういう要求を持っていくかということにかかるわけなんです。

佐賀らもそういう視点の中で、昔市場の前で、横浜向いてだんだんだんだん改良住宅やりよう時分ね、ええことよ、何じゃかんじゃ言うてそねみ妬み、やいやいゆう。今度らいうたら、おいおいおまんらの番ぜよというて、その集落整備事業で道もつけて、のいた家については改良住宅建てたらええやないかと要求していかないかんやないか言うてもなんちゃ言わない。ね。だからそういうね、妬みしょのんだ経過がありながら、自分らがいざここで適用になってやれる折に、要求がないから自治体もそのままになっている。ね。だから、そこらあたりが行政指導する、ね、立場の自治体が町民を誘導していく、ね。中にも非常にこう私は大事じゃないかなと。だから、4 年後途中では恐らく入らんとと思うから、幸せならいいけれども。やった場合には、いうたらその伊田にしても田野浦にしてもね、大方の保冷車が入れるような市場のとこまで。道も付けれるし。住宅がまぎって住宅ものいてもろうたら住宅買い上げていうたら、改良住宅の住宅も建てれるわけやから。ね。

ほんで、今のいうたらその課長の説明では、それは避難道の外灯じゃ消防のタンクじゃうんぬんじゃ言いようけど、一番大事なのは、ね、そういう道をつけていうたらのけないかん住宅をそれは買い上げて、加えて住宅も建てられますよというような付帯事業がありますよと言うと、付帯事業のことも言うちゃらんとやね、意味が分からん。ね。

だからそこらあたり、僕は合併しての良さというものはこういう利点があったということ町民、また対象者にね、目を向けてもらうためにもこの事業を大方に取り入れるべきではないですかということについて、そういう考えがあるかないかということ町長の勇断ある答弁をお願いしたい。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

生活環境の整備につきましては、町としましても懸案事項となっておりますのでございます。ただ、その地

区地区によりまして、それが漁集で整備するのか、あるいは農集なのか、あるいは昨年から検討を始めましたその農村災害対策整備事業なのか、あるいは過疎なのか。そこらへんで限られた財源でございますので、少しでも有利な事業と目的に合った事業の選定をしていく必要があるということでございますが。

この生活環境の整備につきましては、地区の指定はなかったと思いますけれども、その整備につきましては行政の責務であると、そのように考えております。有利な事業があれば取り入れて整備をしてみたいと、そのように考えておるところでございます。

議長（小永正裕君）

村越君。

1 番（村越比佐夫君）

予算的なことね、これね最初からがぼっと何億とか何千万とかいうほど必要ないんよ。外灯一つが適用さして、外灯費一つからつけて何十万からでも始めるわけやから、一応計画に乗せる。取り入れてもらえる、認可していただけるというね、方向性でまあ努力する。ほんで、努力するためにはどっからプッシュしていくかね。それはまあ漁港課から漁港課からいうて話してこうやってああやっていくことはまあ谷口課長もまあ前任者から聞いちゃうと思うから、まあそういう経験者からねいろいろ聞いて、手順としてどうしても僕は田野浦の、あれ昔から、わしら子どもの時分からちりめんをしようこの地盤いうものは何十年も変わっちゃらん、田野浦は。ねえ。やっぱそういう事業を取り入れて、やっぱそういうその住環境整備をね、やっていく。ほんで特に、田野浦らあはいうたらちりめんが不漁になって、あんまりにぎやかになくなったけれどもね。早くそういう田野浦のいうたら港周辺の環境をね、直していくべきやと思います。

ほんで、僕は常時、昔からあれだけの水揚げしよったちりめんを運びよったら、何で太い車が入っていかんようにあれやが、よう我慢しようなという気持ちはずうっと前から持ちよった。昔、ここで野村助役もやりよった職員もおったけんね、こう出入りしよったけんど。加工場も本人のそこへ入りよったから。まあそういうことで、ちょっとしたことでぽーんと伸び上がれるなと思ひよった。

昔、あの有名なあの幡多郡では干物がね、開いた干物が田野浦いうたら割とブランドもんになっちゃう。本来はいうたらちりめんがブランドにならないかんの、干物がブランドになってしもうちゃう。ね。そういうそのせっかくそういう地元の努力でおばさんが日向ぼっこしながら、いうたら干物磯端のところで干しよったやつが、いつの間にやらブランドもんになってきちゅう。

そういう努力しよう所やからね、やっぱそれちょっと今の商品開発じゃ何じゃいうて、ほい何百万じゃいうて企業に委託してやね、売れるやら売れんやら分からんようなものを資料と一緒に、ほいいうて駅の前に差し出してやね。銭使わしたち、もっとああいうところへ銭使うてよ、ねえ。もっとお金が、効果いうたら1,000円がね1億なるぐらいのねいうたら商品になるんやも、田野浦なんかやったら。そこらあたりをきちっとせんとやね、こらもう大西町政は三陸みたいに埋没するぜ、ほんまに。立派なもんであれ、田野浦の干物っちゅうものは、原料は福岡から買うてきよう。ほんであっちから買うてきたいうて脂が乗っちゅう、うまいいうてわしらも一緒に世話になったんやも。干物こさえるときには、ね。商品開発するについてもね、やっぱ視点が違う。

生活に困らん、給料もらいよう職員がよ、予算をつけてもろうた予算がよね、勉強して作文を書いたり企画したり、プロばっかのところへ持って行ってね。作ったもんが、企画したもんが売れろが売れまいが、これはおれの責任じゃない。企画とね、委託されて。そういうね仕方じゃいかん。産業の。だから僕は、漁村集落整備事業はね、特にこういう我々の細かい漁村に対する手厚い、私はいうたら補助事業じゃ思う。住環境を整える。

だから、そういうことを十分配慮しながら、地域の人間の環境、心の環境ね。いろいろな活発な足音の聞こ

えるような地域にするためには、行政がどこまで力入れてどこから取り入れていくかということをしきりとね課題として取り上げられるような、執行部の会議もしたということを一回お聞きしたいが。

いかがですか町長、答弁。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

まずですね、この町内にある既存の商品、これを売っていくためには何をしなければならないのか。平成23年度当初、5月か6月ぐらいになるかも分かりますけど、既存の商品の中でまず伸びしろのあるもの、この何が外地で売れる可能性の高いのか。そういった商品が結構リストアップがされております。しかしながら、漠然とですねやっても結果が出ませんので、事業効果をしっかり出すためにはしっかりしたSWOT(スウォット)分析ができて、どこに弱点があってどこに長所があるのか。そして、その長所を伸ばすためにしなければならない課題は何なのか。そういったことを整理する必要があるかと思えます。

町内の既存の産業、これらの分析をまず始めます。その中で、もう既に伸びしろのあると思われるものがございますので、そちらにつきましてはその分析の上にさらに、これから外商戦略を組むためのそのSWOT(スウォット)分析をしっかりやっていると、そういった計画にしております。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

ということは、僕が最後に言われた会議はもう話していくということですね。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

既に昨年、そういう会をしまして、そこで町内の既存の商品のリストアップが済んでいるところでございますけれども、資料の精度と申しますか、ボリュームにしても質にしても少しそれでは足りないもので、もう少しそれをブラッシュアップしていくと、そういったことでございます。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

非常に僕はこういう時代である、まあこういう時代は皆捉え方が違うわけですが、今のいうたら沿岸漁業の不漁ね。もうこれは甚だしいわけですが。ほんで、町長もいうたらその入野の磯すみのウニの放流とかハマグリの関係、いろいろそういうことを努力し、目は見えるけれども、そういう我々実績としてね、実績として仮に50万のウニを放り込んだものが150万になったとかいうことは聞いてないからまだそこまでたらないけども。

やっぱひとつの漁業者の心の環境をどうのようにシフトして、どうのように方向向けて舵を切らしていくかということもね、ある程度いうたら行政の指導下に懸かっておると思うんですよ。ほんでそういう中で、ひとつのいうたら漁村集落整備事業をやりながら、やりながら、あ、ひょっとしたらこれがこういう事業の対象になりやしないかな。こういうことがやって、これ所得に貢献するがじゃないかないことを気が付く場合がある、全くほかのことでね。そういうことの内容の話し合いの持てるような持続継続できるようないうたら内部のいうたら組織をつかってね、地元のいうたら対象者を何人か入れて、会を持つということを取り組んで

いただけないかなと思いますが、町長いかがですか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

本年度も予算計上さしていただいております、早咲地区の加工場の建設でございますけれども、こちらの方も指定管理者がそのまま思った商品を作るのではなくて、町内の既存のグループあるいは商品等々でその商品のブラッシュアップをしたいと、そういった方がおられましたら使っていただいて、とにかく町内の産品をこれから売っていくと、外に。そういった外商戦略が必要であるのかなと思っております。

それにつきましては当然、行政だけが一方的にやっていっても全くの素人でございますので、結果が出ないと思っております。そのために事業効果をしっかり出すためには、そういった既存の営業されているノウハウを持った方のご意見等々も集約しながら進めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

議長（小永正裕君）

村越君。

1 番（村越比佐夫君）

特に今までとかがつない若さで町長も意気込みとかね、そういうことについて僕も非常にこう黒潮町の町長と指導者として期待をしちようわけですわ。その期待をねやっぱ裏切らんためには、やっぱそれだけのブレーンをねきちっと体制づくりを自らつくっていかないかんと思う。人につくってもらわなくてね。やっぱ自分から、やっぱそういう黒潮町という総理大臣がつくる。命を守っていく、町民の財産を守っていくために、やっぱひとつの展望を持たすためには、ひとつの目標を作らさないかん。つくって、それへ向いて、黒潮町のいうたら町民をね目を向けて、そこへ向いて光を当てていくというような計画をやね作るためにも、基礎というものが大事やから。

それを町民の基礎とし、職員を基礎地にするのか。まあそこらあたりのいうたら町長のいうたらその黒潮町の町長としての全体の指導的立場の責任者としての考えを、最後になると思いますけれども、我々が勇気を持って、活力の持てる勇断なるご回答をお願いしたいと思います。いかがですか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

勇断かどうかはちょっと分かりませんが、基礎的認識を少し申し上げたいと思います。

現在、黒潮町の町内で何が最大の課題になっているのかといいますと、どこの地域でもやはり雇用のお話が出てくるわけでございます。この雇用を下支えするためには、今、国の緊急的な雇用対策事業がございますけれども、これでは公的資金のみの経済波及効果しかないわけでございます。これを維持継続していくために、あるいは持続していくためには何が必要なのかということになりますと、やはり町内のマネーサプライが圧倒的に不足していると。これを回復する以外にないということで、恐らくこれは高知県知事、尾崎知事も同じ考えであろうと、そのように考えております。

つきましては、その課題解決のためには外商戦略を組んでいく必要があると。しかしながら、先ほども申し上げましたが、役場がゼロからものを作って、それから企画をして、販売をしていくと、そういった不確定要素の、すべてが不確定要素のままではなかなか事業効果が出ないと、そのように考えているところでございます。もちろん今年建設致します加工場につきましても、そういった意思是伝えて指示を出しておるところでございますが、その上になおかつ民間でノウハウを持たれた方、経験のある方のご意見をいただきながら、一緒

に計画を組み、実施していきたいと、そのように考えております。

議長（小永正裕君）

村越君。

1 番（村越比佐夫君）

ちょっと体調の関係もあって時間が半分残ったけど、ちょっとここで遠慮させていただきますので、よろしく。

どうもありがとうございました。

議長（小永正裕君）

これで村越比佐夫君の一般質問を終わります。

次の質問者、浜田純一君。

8 番（浜田純一君）

村越議員におかれましては体調もあまり思わしくない中、ご苦労さんでした。まだまだ村越節は健在でございまして、ぜひ今後も頑張ってくださいと思います。

それでは私の一般質問を始めさせていただきます。

昨年 12 月議会におきましてですね、EM 菌活性液活用での河川の浄化ということで質問を致しました。執行部答弁では、河川の汚染の原因としては、生活様式の近代化によって大きく変化したことと、また生活雑排水などの河川の放流が原因であるということとございました。そして、生活排水の浄化策としては合併浄化槽、そして農業、漁業の集落排水事業において河川の浄化を行っている、環境施策は何らかの形で打っていかねばならないが、今後も 30 基程度を見込む合併浄化槽の設置を主体に、という答弁でございました。

果たしてですね、私はこの高額な費用を必要とする合併浄化槽の設置要望が、現在 8 基程度申請があるようですが、見込まれるとは思っておりません。まあそれはそれとしてですね、現在、佐賀地区の漁協婦人部の方々が EM 菌を活用した EM 活性液を活用して環境改善に取り組んでおられまして、町の方も助成をしております。大方地区にもですね、米のとぎ汁を利用した EM 活性液を活用してですね、環境改善に取り組んでいる婦人グループがあります。大方環境浄化微生物協会という名称らしいですが、この方々はですね、営利を目的としたものではなくて、ボランティア精神でですね環境にかんして危惧（きぐ）をされている方々でございます。

実は 1 月の 30 日ですか。30 日にですね、その方々の一人より電話がありまして、実は 12 月議会で EM 活性液の質問を致しましたが、その話をちょっと聞きよったらしくてですね、まあちょっと説明を受けたいということとありました。その方々に言われますにはですね、活動の施設のことと、それから何らかの町の助成がほしいということでしたので、今議会の質問の前に松本課長に説明を致しまして、今回のその質問に至ったわけでございますが。

このような善意の活動の方々に対してですね、補助金の助成をしていただきたいということとでございます。そしてですね、その合併浄化槽と併せたですね環境汚染の改善ということで質問をしたいと思っております。

答弁をお願いします。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

それでは、浜田議員のご質問にご答弁させていただきます。

生活環境保全に対する町の環境施策の 1 つと致しまして、先の質問にも少し触れましたけれども、本年度町内関係各課の意見をまとめまして、高知県とも協議を致しまして、黒潮町生活排水基本構想を策定致しました。

今後の生活排水政策につきましては、先ほど谷口課長からも少し説明がございましたけども、集合型の合併槽につきましては、完成以後の運営が困難となっていることなどから、個別処理による合併槽の設置の推進を図っていくこととしております。

議員が言われる合併浄化槽の設置数でございますが、毎年 30 基を超える申請がございまして、22 年度につきましては 30 基を設置しております。23 年度分についても 33 基の予算計上をお願いしておりますけれども、既に 8 人、8 世帯くらいの方から要望もございまして、例年並みの執行状況になるものと思っております。

次に、議員が言われる大方地区にも EM 活性液を活用して環境改善に取り組んでくれている婦人グループ、大方環境浄化微生物の会があり、環境改善に活動してくれているが、補助金等の助成をしてはどうかということですが。町と致しまして、行政だけの力では環境保全への取り組みには限度もあり、こういった民間グループと協力連携して保全活動を推進することが重要だと思っております。

また、この婦人グループが継続的に環境保全活動に取り組んでいただいていることは認識しておるところでございます。そういったことから、この活動グループに対しましても一定の助成の必要もあると考えております。またこの助成により、一層の活動が推進されまして、住民一人一人の環境保全への意識の向上と啓発につながるものと考えております。従いまして今後、活動グループと助成に向けての具体的な事業の内容等について協議検討していくことと致します。

また、活動施設として空き保育所等の利用はできないかとのご質問がありましたが、上田の口保育所につきましては情報基盤整備事業で既に利用しておりますので、他の保育所、例えば早咲保育所、浜松保育所などは現在のところ利用計画がないようですので、地区との協議の上ということにはなろうかと思っておりますけれども、この件も含めて協議検討をしていくことと致します。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

浜田君。

8 番（浜田純一君）

大変建設的にですね、前向きな答弁をいただきました。場所としてはですね早咲保育所、それから浜松保育所等で対応していただけるような答弁でございました。

そして今後の活動グループとですね環境改善について、事業の内容について検討したいということでありましたので、あまり私の方から後の質問はないのですが。飛ぶ鳥後を濁さずという言葉がございまして、このまま素直に飛び立てるような気が致します。

実はですね 12 月議会の後、私もですね自分なりに明神議員、それから西村議員のおかげを持ちまして EM 活性液を頂きました。自分なりに試行錯誤して作っております。まあうまくできたかどうかちょっと分かりませんが、現在風呂場、それから炊事場、そして便所、洗面所。それから洗濯機の排水溝に流しておりますけれども、あのおい等全然今のところありません。かなり効果があるんじゃないかと思っております。こういう事業をですねまあ皆さん一人一人に勧めていただいでですね、やっていただきますとまあ海水の浄化にもつながり、今まで私が質問をしていました藻場造成、そういうの再生にもなっていくのじゃないかと期待しているところですが。

このようなですね環境問題についてですね、最後に町長にお聞きしたいと思います、このような環境の問題改善についてですね町長としての見解を伺いまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

環境についてでございますが、先ほど課長も答弁申し上げましたが、行政だけで関係施策をやっていくことにはその事業効果としまして限度があると、そのように認識しております。民間の皆さまと連携して取り組んでまいりたいと、そのように考えているところでございます。

また、今回の東北沖地震を考えてみますと、今後国策として自然エネルギーへの転換が相当力を入れて進んでまいると、そのように考えております。当町としましても国策に乗り遅れることのないよう、いろいろな知恵を絞って対応をしていきたいと、そのように考えているところでございます。

議長（小永正裕君）

浜田君。

8番（浜田純一君）

国策に乗り遅れない対応をやっていただけるということです。どうぞよろしく。

終わります。

議長（小永正裕君）

これで浜田純一君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 14時 27分

散 会 14時 41分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 14時 42分